



TEPCO

第97回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年6月29日(火曜日)午前10時

場所 東京都江東区有明二丁目1番6号
東京ガーデンシアター

※開催場所が前回と異なります。
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項 **会社提案** 第1号議案 取締役13名選任の件

株主提案 第2号議案～第9号議案

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、書面又はインターネット等により議決権を行使していただき、当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。

なお、今後の状況により本総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページでお知らせいたします。

<https://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html>

書面又はインターネット等による議決権行使期限
2021年6月28日(月曜日)午後5時20分まで

東京電力ホールディングス株式会社

証券コード:9501

株主のみなさまへ

株主のみなさま、立地地域のみなさまをはじめ、当社グループを取り巻くさまざまなステークホルダーのみなさまには、当社グループの経営に対し多大なるご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルスによって影響を受けたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

当社グループは、福島第一原子力発電所の事故から10年が経過した今なお、多くの方が避難を余儀なくされていることを重く受け止め、引き続き、個別のご事情をお伺いしながら迅速かつ適切な賠償を行ってまいります。また、本年4月に国から示された多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針を踏まえ、安全を最優先として海洋放出に向けた準備をすすめるとともに、風評影響を最大限抑制する取り組みを主体的に行い、「復興と廃炉の両立」の方針のもと、安全かつ着実な廃炉の推進と復興の加速化をはかり、福島への責任を貫徹してまいります。

これまでの10年、福島第一原子力発電所の事故の反省と教訓を踏まえ、全社員の志を一つにして原子力安全改革に取り組んできたなか、発電所の運営や業務品質に関し、柏崎刈羽原子力発電所や福島第一原子力発電所において地域や社会のみなさまからの信頼を大きく損なう事案を発生させたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。当社グループの事業は地域や社会のみなさまからのご理解と信頼の上に成り立つものであることを改めて肝に銘じ、経営層自ら先頭に立って徹底的な原因究明を行うとともに、当社の原子力事業が存続できるかどうかの大きな岐路にあるという強い危機感のもと、福島第一原子力発電所の事故の反省と教訓という原点に立ち返り、現場と一体となって安全性や業務品質の向上に不退転の決意で取り組んでまいります所存です。

また、当社グループは、近年の自然災害の激甚化・広域化や今冬の全国的な需給逼迫など、電力の安定

取締役会議長

榎田 松雄



代表執行役社長

小早川 智明



供給に関するさまざまな課題にグループの総力をあげて対応しておりますが、加えて、小売事業の競争激化や世界的な脱炭素の潮流など、グループを取り巻く事業環境は大きく変化しております。当社グループといたしましては、こうした事業環境の変化をとらえ、お客さまからのご期待に応えながら、喜んでいただける新たな価値を提供していくことが、今後の持続的な成長を実現するために必要不可欠と考えております。そのために、電源側だけでなく、お客さまのエネルギー利用においても「脱炭素化」を実現する取り組みをすすめるとともに、災害時にも生活や事業を継続できる安心をお届けする「防災」の価値の提供を軸とした事業を展開してまいります。加えて、他社との提携や将来の利益の柱となり得る新たな事業の創出など、収益力の拡大につながる諸施策を着実に推進するとともに、変革への挑戦を恐れない企業文化の醸成に向けた取り組みをより一層強化してまいります。

当年度につきましても、配当に関しましては株主のみなさまのご期待に沿うことができない状況にありますが、グループ一丸となって非連続の経営改革を断行し、長期にわたって着実に利益を確保することにより、最大の使命である福島への責任を果たすとともに、企業価値の向上を実現して市場における評価を高めてまいりますので、今後とも当社グループの経営に対し何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目次

| | |
|------------------------|----|
| 株主のみなさまへ | 1 |
| 第97回定時株主総会招集ご通知 | 3 |
| 議決権行使についてのご案内 | 5 |
| 株主総会参考書類 | 9 |
| (添付書類) | |
| 事業報告 | 27 |
| 1 当社グループの現況に関する事項 | 27 |
| ご参考 当社グループのESGに関する取り組み | 41 |
| 2 株式に関する事項 | 49 |
| 3 会社役員に関する事項 | 50 |
| 4 会計監査人に関する事項 | 56 |
| 連結計算書類 | 57 |
| 計算書類 | 59 |
| 監査報告書 | 61 |
| 株主メモ | 70 |

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ①事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ②連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

当社ホームページ

<https://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html>

株主各位

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
取締役会議長 槍田 松瑩

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使していただき、当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご覧ください、2021年6月28日（月曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



書面による
議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。



電磁的方法
（インターネット等）
による議決権行使の場合

6ページの「電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

2 場 所 東京都江東区有明二丁目1番6号
東京ガーデンシアター

〔 新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、次ページに記載の当社ホームページに掲載いたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。 〕

3 会議の目的事項 報告事項

2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

会社提案

第1号議案

第1号議案 取締役13名選任の件

株主提案

第2号議案から第9号議案

第2号議案 定款一部変更の件(1)

第3号議案 定款一部変更の件(2)

第4号議案 定款一部変更の件(3)

第5号議案 定款一部変更の件(4)

第6号議案 定款一部変更の件(5)

第7号議案 定款一部変更の件(6)

第8号議案 定款一部変更の件(7)

第9号議案 定款一部変更の件(8)

上記各号議案の内容等は、後記の株主総会参考書類に記載してあります。

4 株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は電磁的方法による行使を、電磁的方法により複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。

以上

- 本総会における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応等につきましては、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、本総会当日までの感染拡大の状況等により対応等を変更する場合がございますので、当社ホームページより発信情報をご確認くださいませようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権の行使を委任できる代理人は、当社が代理権を証明する書面の提出を受けた、議決権を有する株主さま1名に限らせていただきます。
- 以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、下記の当社ホームページ等でお知らせいたします。

当社ホームページ <https://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html>

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

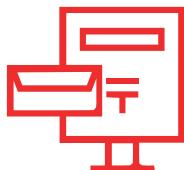
当日ご出席されない場合

電磁的方法(インターネット等)
による議決権の行使



6ページをご覧ください

書面による
議決権の行使



7ページをご覧ください

当日ご出席される場合

株主総会へのご出席
による議決権の行使



8ページをご覧ください

事前の議決権行使について

行使期限

2021年6月28日(月曜日)午後5時20分まで

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご案内

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。



電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使

当社指定の議決権行使サイトにアクセスのうえ、画面の案内に従って行使期限までに議決権をご行使ください。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

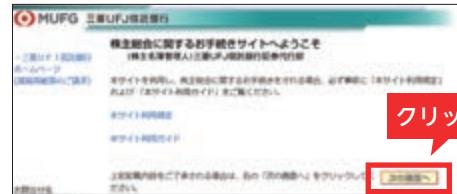
QRコードを読み取る場合

同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」を入力することなくログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。

ログインID・仮パスワードを入力する場合

議決権行使サイトへアクセス
<https://evote.tr.mufg.jp/>



1

「次の画面へ」をクリック



2

同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

3

「ログイン」をクリック

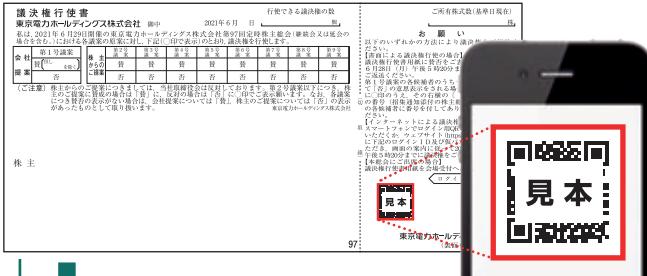
以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先
 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

0120-173-027

(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



2回目以降のログインの際は…

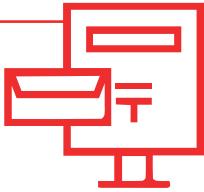
右側に記載の「ログインID・仮パスワードを入力する場合」に従ってログインしてください。

❗ ご注意ください

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合はインターネットによる行使を、インターネットにより複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。

インターネットの利用環境によっては、インターネットによる議決権行使ができない場合もございますのでご了承ください。また、アクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

不正アクセス(「なりすまし」)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、議決権行使サイト上で「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いしております。



書面による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議案には、「**会社提案**」と「**株主からのご提案**」があります。

| 議決権行使書 | | 行使できる議決権の数 | | | | | | | | |
|--|--------------------------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 東京電力ホールディングス株式会社 御中 | | 2021年6月 日 個 | | | | | | | | |
| 私は、2021年6月29日開催の東京電力ホールディングス株式会社第97回定時株主総会（継続会又は延会の場合を含む。）における各議案の原案に対し、下記（○印で表示）のとおり、議決権を行使します。 | | | | | | | | | | |
| 会社提案 | 第1号議案 | 株主からのご提案 | 第2号議案 | 第3号議案 | 第4号議案 | 第5号議案 | 第6号議案 | 第7号議案 | 第8号議案 | 第9号議案 |
| | 賛 <small>（但しを除く）</small> | | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 |
| | 否 | | 否 | 否 | 否 | 否 | 否 | 否 | 否 | 否 |

（ご注意）株主からのご提案につきましては、当社取締役会は反対しております。第2号議案以下につき、株主のご提案に賛成の場合は「賛」に、反対の場合は「否」に○印でご表示願います。なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主のご提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。
東京電力ホールディングス株式会社

「会社提案」の記入方法

第1号議案

全員賛成の場合：「**賛**」の欄に○印

全員反対の場合：「**否**」の欄に○印

一部の候補者に反対の場合：

「**賛**」の欄に○印のうえ、反対する候補者について、「第97回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載の候補者番号をご記入ください。

「株主からのご提案」の記入方法

第2号議案～第9号議案

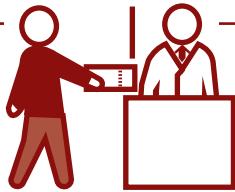
賛成の場合：「**賛**」の欄に○印

反対の場合：「**否**」の欄に○印

「株主からのご提案」につきましては、当社取締役会は、いずれの議案にも反対しております。

！ ご注意事項

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主からのご提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。



株主総会へのご出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時 2021年6月29日(火曜日)午前10時

なお、ご来場いただく際には、同封の「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたお願いについて」の内容をご確認ください。

株主総会のライブ配信のご案内

本総会の模様をインターネットにてライブ配信いたします。詳細につきましては、同封の「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたお願いについて」の内容をご確認ください。

配信日時

2021年6月29日(火曜日)午前10時から株主総会終了時刻まで

視聴方法

以下の株主総会ライブ配信サイトにアクセスいただき、ログイン画面にて、株主ID（議決権行使書用紙に記載の「株主番号（8桁）」とパスワード（2021年3月末時点の株主名簿ご登録住所の「郵便番号（7桁）」）をご入力ください。

株主総会ライブ配信サイト

<https://www.virtual-sr.jp/users/tepcu/login.aspx>



⚠️ 注意事項

ライブ配信で本総会をご視聴いただく場合、会社法上の株主総会への「出席」とはなりませんので、質問や議決権の行使はできません。書面又はインターネット等により事前に議決権をご行使くださいますようお願いいたします。

インターネット環境等により映像や音声に不具合が生じる場合もございますのでご了承ください。また、アクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

配信データの撮影、録画、録音、保存及び二次利用（SNS等による公開）等、並びに株主ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。

やむを得ない事情によりライブ配信を実施できなくなる場合がございます。

株主総会参考書類

会社提案 (第1号議案)

第1号議案 取締役13名選任の件

取締役全員の任期が本総会終結の時をもって満了いたしますので、指名委員会の決定に基づき、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当社における地位及び担当 | 当社が社外取締役候補者に特に期待する分野 | | | | | | 取締役会出席状況 | |
|-------|---|-----------------|----------------------|-------|----|------|----|-----|----------|------------------|
| | | | 企業経営 | エネルギー | 技術 | 財務会計 | 法律 | ESG | | 国際的経営 |
| 1 |  小林喜光 | 新任 社外 独立 | ● | ● | ● | | | ● | ● | — |
| 2 |  国井秀子 | 再任 社外 独立 | ● | | ● | | | ● | | 14/14回 (100%) |
| 3 |  高浦英夫 | 再任 社外 独立 | | | | ● | | | | 14/14回 (100%) |
| 4 |  大八木成男 | 再任 社外 独立 | ● | | | | | ● | ● | 12/12回 (100%) |
| 5 |  大西正一郎 | 再任 社外 独立 | ● | | | | | ● | | 12/12回 (100%) |
| 6 |  新川麻 | 新任 社外 | | ● | | | | ● | | — |

指名 指名委員 報酬 報酬委員 監査 監査委員 ★ 委員長

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員候補者：株式会社東京証券取引所の定める独立役員の候補者。当社は、各氏を同取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(注) 新川麻氏については、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしておりますが、独立役員として届出は行っておりません。

(ご参考)

当社のコーポレート・ガバナンス体制

- 指名委員会等設置会社制度を採用し、執行と監督を分離
- 社外取締役が過半数を占める指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置
- 取締役会はジェンダー（女性2名）や専門知識、バックグラウンドの異なる多様な人材で構成

| | 人数 | 比率 |
|----------|--------|-----|
| 社外取締役候補者 | 6名/13名 | 46% |
| 独立役員候補者 | 5名/13名 | 38% |

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当社における地位及び担当 | 取締役会出席状況 |
|-------|--|---|------------------|
| 7 |  こばやかわ ともあき 小早川 智 明 再任 指名 | 取締役 代表執行役社長（業務全般 原子力改革特別タスクフォース長 浜通り廃炉産業プロジェクト室、防災産業推進室、DXプロジェクト推進室、経営企画ユニット担当） | 14/14回 (100%) |
| 8 |  ふ ばさみ せい いち 文 挾 誠 一 再任 | 取締役 代表執行役副社長（業務全般 経営企画担当（共同） 企画室、系統広域連系推進室担当） | 14/14回 (100%) |
| 9 |  もり や せい じ 守 谷 誠 二 再任 | 取締役 代表執行役副社長（業務全般 最高財務責任者兼社長補佐 グループビジネス推進室、グループ事業管理室、J E R A管理室担当） | 14/14回 (100%) |
| 10 |  あき もと のぶ ひで 秋 本 展 秀 再任 | 取締役 | 14/14回 (100%) |
| 11 |  まき の しげ のり 牧 野 茂 徳 再任 | 取締役 常務執行役（原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長） | 14/14回 (100%) |
| 12 |  よし の しげ ひろ 吉 野 栄 洋 新任 | 執行役（社長補佐兼経営企画担当（共同）） | — |
| 13 |  もり した よし ひと 森 下 義 人 再任 監査 | 取締役 | 14/14回 (100%) |

候補者
番号

1

こ ばやし よし みつ
小 林 喜 光

(1946年11月18日生)

新任

社外

独立



所有する当社普通株式の数

21,600株

重要な兼職の状況

株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長
株式会社みずほフィナンシャルグループ社外取締役

略歴及び地位

| | | | |
|----------|--|----------|-------------------------------------|
| 2007年 4月 | 株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役社長 | 2015年 4月 | 公益社団法人経済同友会代表幹事 (2019年4月まで) |
| 2007年 4月 | 三菱化学株式会社 (現三菱ケミカル株式会社。以下同じ) 代表取締役社長 | 2015年 6月 | 株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長 (現在にいたる) |
| 2012年 4月 | 三菱化学株式会社取締役会長 (2017年3月まで) | 2017年10月 | 原子力損害賠償・廃炉等支援機構運営委員 (現在にいたる) |
| 2012年 6月 | 当社取締役 (2015年3月まで) | | |
| 2015年 4月 | 株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役会長 | | |

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

小林喜光氏は、株式会社三菱ケミカルホールディングスの社長、会長を務めるなど、企業経営や国際的なビジネスに関する幅広い経験と見識を有していることに加え、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の運営委員を務め当社の経営課題に精通しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者
番号

2

くに い ひで こ
國 井 秀 子

(1947年12月13日生)

再任

社外

独立



所有する当社普通株式の数

8,668株

在任年数

7年

取締役会等への出席状況

■取締役会 14/14回(100%) ■指名委員会 8/8回(100%)
■報酬委員会 5/ 5回(100%)

略歴及び地位

| | | | |
|----------|--|----------|---|
| 2005年 6月 | 株式会社リコー常務執行役員 | 2013年 4月 | 芝浦工業大学学長補佐 (2018年3月まで) |
| 2008年 4月 | 株式会社リコーグループ執行役員 | 2013年10月 | 芝浦工業大学男女共同参画推進室長 (2018年3月まで) |
| 2008年 4月 | リコーソフトウェア株式会社 (現リコーITソリューションズ株式会社) 取締役会長 (2013年3月まで) | 2014年 6月 | 当社取締役 (現在にいたる) |
| 2009年 4月 | 株式会社リコー理事 (2013年3月まで) | 2018年 4月 | 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科客員教授 (2019年3月まで) |
| 2012年 4月 | 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科教授 | 2019年 4月 | 芝浦工業大学客員教授 (現在にいたる) |

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

國井秀子氏は、リコーITソリューションズ株式会社の会長を務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進に関する高い見識を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号 **3** **たか** **うら** **ひで** **お** **高浦英夫** (1949年6月19日生) **再任** **社外** **独立**

所有する当社普通株式の数 9,150株
在任年数 4年
重要な兼職の状況 公認会計士
取締役会等への出席状況
 ■ 取締役会 14/14回(100%) ■ 監査委員会 16/16回(100%)

略歴及び地位

1977年 5月 公認会計士 (現在にいたる)
 2006年 9月 あらた監査法人 (現PwCあらた有限責任監査法人。以下同じ) 代表執行役
 2009年 5月 あらた監査法人代表社員 (2009年6月まで)
 2015年 6月 本田技研工業株式会社社外監査役 (2017年6月まで)
 2017年 6月 本田技研工業株式会社社外取締役 (監査等委員) (現在にいたる)
 2017年 6月 当社取締役 (現在にいたる)

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

高浦英夫氏は、公認会計士としてあらた監査法人の代表執行役を務めるなど、主に監査及び会計の分野における多様な経験と高い見識を有していることに加え、社外監査役等を務め企業監査に多様な経験を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割を期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号 **4** **おお** **や** **ぎ** **しげ** **お** **大八木成男** (1947年5月17日生) **再任** **社外** **独立**

所有する当社普通株式の数 3,117株
在任年数 1年
重要な兼職の状況 帝人株式会社相談役
 株式会社三菱UFJ銀行社外取締役
 ジェイエフイーホールディングス株式会社社外監査役
 KDDI株式会社社外取締役
取締役会等への出席状況
 ■ 取締役会 12/12回(100%) ■ 指名委員会 5/5回(100%)
 ■ 報酬委員会 4/4回(100%)

略歴及び地位

2008年 6月 帝人株式会社代表取締役社長CEO
 2010年 6月 帝人株式会社代表取締役社長執行役員CEO
 2014年 4月 帝人株式会社取締役会長
 2018年 4月 帝人株式会社取締役相談役
 2018年 6月 帝人株式会社相談役 (現在にいたる)
 2020年 6月 当社取締役 (現在にいたる)

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

大八木成男氏は、帝人株式会社の社長、会長を務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、国際的なビジネスに関する豊富な経験を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割を期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。



候補者
番号

5

おおにししょういちろう
大西 正一郎

(1963年9月25日生)

再任

社外

独立



■ 所有する当社普通株式の数

0株

■ 在任年数

1年

■ 重要な兼職の状況

フロンティア・マネジメント株式会社
代表取締役
FCDパートナーズ株式会社
代表取締役
弁護士

■ 取締役会等への出席状況

■ 取締役会 12/12回(100%)
■ 指名委員会 5/5回(100%)
■ 監査委員会 14/14回(100%)

■ 略歴及び地位

1992年4月 弁護士（現在にいたる）
2003年11月 株式会社産業再生機構マネージングディレクター（2007年1月まで）
2007年1月 フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役（現在にいたる）
2017年11月 FCDパートナーズ株式会社代表取締役（現在にいたる）
2020年6月 当社取締役（現在にいたる）

■ 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

大西正一郎氏は、フロンティア・マネジメント株式会社やFCDパートナーズ株式会社の代表取締役を務めるなど、企業における事業再生に関する幅広い経験と見識を有していることに加え、弁護士として主に法律分野における高い見識を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割を期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者
番号

6

しんかわあさ
新川 麻

(1965年2月17日生)

新任

社外



■ 所有する当社普通株式の数

0株

■ 重要な兼職の状況

西村あさひ法律事務所パートナー弁護士
任天堂株式会社社外取締役

■ 略歴及び地位

1991年4月 弁護士（現在にいたる）
2001年1月 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）パートナー（現在にいたる）
2019年4月 東京大学大学院法学政治学専攻科客員教授（現在にいたる）

■ 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

新川麻氏は、弁護士として西村あさひ法律事務所のパートナーを務めるなど、主に法律分野における多様な経験と高い見識を有していることに加え、社外取締役を務め企業経営に多様な経験を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号 **7** **こばやかわ** **とも** **あき** **小早川 智 明** (1963年6月29日生) 再任

■ 所有する当社普通株式の数
13,435株

■ 取締役会等への出席状況
■ 取締役会 14/14回(100%) ■ 指名委員会 8/8回(100%)

■ 略歴及び地位

| | |
|----------|--------------------------------------|
| 1988年 4月 | 当社入社 |
| 2014年 6月 | 当社カスタマーサービス・カンパニー法人営業部長 |
| 2015年 6月 | 当社常務執行役 (2016年3月まで) |
| 2016年 4月 | 東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長 (2017年6月まで) |
| 2016年 6月 | 当社取締役 (現在にいたる) |
| 2017年 6月 | 当社代表執行役社長 (現在にいたる) |

■ 取締役候補者の選任理由

小早川智明氏は、当社の社長を務めるなど、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号 **8** **ふ** **ばさみ** **せい** **いち** **文 挟 誠 一** (1960年7月25日生) 再任

■ 所有する当社普通株式の数
1,846株

■ 重要な兼職の状況
東京電力リニューアブルパワー株式会社代表取締役社長

■ 取締役会への出席状況
■ 取締役会 14/14回(100%)

■ 略歴及び地位

| | | | |
|----------|---------------------------------|----------|------------------------------------|
| 1985年 4月 | 当社入社 | 2016年 4月 | 東京電力エナジーパートナー株式会社取締役 (2020年3月まで) |
| 2014年 6月 | 当社執行役員経営企画本部事務局長 | 2017年 6月 | 当社代表執行役副社長 (現在にいたる) |
| 2015年 4月 | 当社常務執行役 | 2019年 6月 | 当社取締役 (現在にいたる) |
| 2016年 4月 | 東京電力パワーグリッド株式会社取締役 (2020年3月まで) | 2020年 4月 | 東京電力リニューアブルパワー株式会社代表取締役社長 (現在にいたる) |
| 2016年 4月 | 東京電力フエエル&パワー株式会社取締役 (2020年3月まで) | | |

■ 取締役候補者の選任理由

文挟誠一氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。



候補者番号 **9** **もり や せい じ** **守 谷 誠 二** (1963年4月21日生)
再任



所有する当社普通株式の数
55,309株

重要な兼職の状況
東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長

取締役会への出席状況
■取締役会 14/14回(100%)

略歴及び地位

| | | | |
|---------|---------------------------------|---------|--------------------|
| 1986年4月 | 当社入社 | 2018年9月 | 当社代表執行役副社長（現在にいたる） |
| 2013年6月 | 当社監査委員会業務室長 | | |
| 2016年4月 | 東京電力フュエル&パワー株式会社常務取締役 | | |
| 2017年6月 | 当社取締役（現在にいたる） | | |
| 2017年6月 | 東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長（現在にいたる） | | |

取締役候補者の選任理由

守谷誠二氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号 **10** **あき もと のぶ ひで** **秋 本 展 秀** (1968年10月22日生)
再任



所有する当社普通株式の数
6,425株

重要な兼職の状況
東京電力エネルギーパートナー株式会社代表取締役社長

取締役会への出席状況
■取締役会 14/14回(100%)

略歴及び地位

| | | | |
|---------|--|--|--|
| 1991年4月 | 当社入社 | | |
| 2014年7月 | 当社福島本部復興調整部部長代理兼復興企画グループマネージャー兼福島原子力補償相談室副室長 | | |
| 2016年7月 | 当社福島本部復興調整部部長代理兼福島原子力補償相談室副室長 | | |
| 2017年6月 | 東京電力エネルギーパートナー株式会社常務取締役 | | |
| 2019年4月 | 東京電力エネルギーパートナー株式会社代表取締役社長（現在にいたる） | | |
| 2019年6月 | 当社取締役（現在にいたる） | | |

取締役候補者の選任理由

秋本展秀氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、主に小売電気事業に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号 **11** まきの野茂徳 (1969年6月30日生)

再任



■ 所有する当社普通株式の数

5,081株

■ 取締役会への出席状況

■ 取締役会 14/14回(100%)

■ 略歴及び地位

| | |
|----------|----------------------------|
| 1992年 4月 | 当社入社 |
| 2012年 7月 | 当社原子力設備管理部設備技術グループマネージャー |
| 2016年 7月 | 当社原子力安全・統括部 (福島第二原子力発電所駐在) |
| 2016年12月 | 当社原子力人財育成センター所長 |
| 2017年 6月 | 当社取締役 (現在にいたる) |
| 2017年 6月 | 当社常務執行役 (現在にいたる) |

■ 取締役候補者の選任理由

牧野茂徳氏は、当社の原子力人財育成センター所長を務めるなど、主に原子力発電事業に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号 **12** よしの野栄洋 (1968年10月16日生)

新任



■ 所有する当社普通株式の数

0株

■ 重要な兼職の状況

原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長

■ 略歴及び地位

| | |
|----------|-------------------------------------|
| 2012年 6月 | 原子力損害賠償支援機構 (現原子力損害賠償・廃炉等支援機構) 執行役員 |
| 2017年 7月 | 経済産業省大臣官房参事官 (商務・サービスグループ担当) |
| 2018年 7月 | 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長 |
| 2020年 6月 | 原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長 (現在にいたる) |
| 2020年 6月 | 当社執行役 (現在にいたる) |

■ 取締役候補者の選任理由

吉野栄洋氏は、経済産業省及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構において要職を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者
番号

13

もり
した
よし
ひと
森
下
義
人

(1962年3月14日生)

再任



所有する当社普通株式の数

27,455株

取締役会等への出席状況

■取締役会 14/14回(100%) ■監査委員会 16/16回(100%)

略歴及び地位

| | | | |
|---------|-----------------------------------|---------|-------------------------------------|
| 1985年4月 | 当社入社 | 2017年6月 | 東京電力フェUEL&パワー株式会社取締役 (2019年3月まで) |
| 2015年7月 | 当社経営企画ユニット経理室長 | 2017年6月 | 東京電力エナジーパートナー株式会社取締役 (2019年3月まで) |
| 2016年4月 | 東京電力パワーグリッド株式会社常務取締役 | 2019年4月 | 当社参与 |
| 2017年6月 | 当社常務執行役 | 2019年6月 | 当社取締役(現在にいたる) |
| 2017年6月 | 東京電力パワーグリッド株式会社取締役 (2019年3月まで) | | |

取締役候補者の選任理由

森下義人氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、主に財務及び会計に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

- (注) 1. 当社は、國井秀子氏、高浦英夫氏、大八木成男氏、大西正一郎氏及び森下義人氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結しており、本総会において各氏の取締役選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、小林喜光氏及び新川麻氏の取締役選任が承認された場合、各氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、本総会において各候補者の取締役選任が承認された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 当社は、柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案やIDカードの不正使用事案に関し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律が定める防護措置義務に違反したとして、2021年4月14日に原子力規制委員会から同法に基づく是正措置命令を受けました。現在当社の社外取締役である國井秀子氏、高浦英夫氏、大八木成男氏及び大西正一郎氏は、当該事案が判明するまで同事案を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の観点から発言を行っており、当該事案判明後は徹底的な原因究明と抜本的な対策について提言を行うなど、その職責を果たしてきております。
4. 小林喜光氏は、2021年5月31日をもって原子力損害賠償・廃炉等支援機構の運営委員を退任する予定であります。
5. 大八木成男氏は、当社の特定関係事業者である株式会社三菱UFJ銀行の社外取締役であります。

(ご参考)

取締役候補者及び執行役の選任方針と手続

<方針>

当社は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、安全確保と競争下での電力の安定供給をやり抜くという使命のもと、企業価値の最大化の実現に向け、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導するにふさわしい人格、識見、能力を有する人物を、取締役候補者及び執行役として選任することとしています。

また、取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成することとし、その員数は、定款で定める13名以内の適切な人数とすることとしています。このうち、社外取締役については、「社外取締役の独立性判断基準」に照らし、独立性の有無を考慮して候補者を選任することとしています。

<手続>

会社法に基づき、社外取締役が過半数を占める指名委員会が、株主総会に提出する取締役選解任に関する議案の内容を決定しています。また、執行役の選解任については、指名委員会における審議を行ったうえで、取締役会において決定しています。

社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の独立性に関しては、以下のいずれの事項にも該当しない場合、独立性があると判断する。

- 1. 当社グループ関係者**
 - ・当社又は当社子会社の出身者
- 2. 主要株主（議決権の10分の1以上を保有する株主をいう。以下同じ）**
 - ・当社の現在の主要株主の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する「業務執行者」をいう。以下同じ）
 - ・当社が現在主要株主である会社の業務執行者
- 3. 主要な取引先**
 - ・当社又は当社子会社を主要な取引先とする法人（※1）の業務執行者
 - ・当社又は当社子会社の主要な取引先である法人（※2）の業務執行者
- 4. 専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）**
 - ・現在、当社又は当社子会社の会計監査人である監査法人の社員等
 - ・上記に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社子会社から、役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている者
- 5. 役員相互就任**
 - ・当社又は当社子会社から役員を受け入れている会社の役員
- 6. 近親者**
 - ・当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族（以下「近親者」という）
 - ・最近3年間において、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人であった者の近親者
 - ・上記2から4の要件に該当する者の近親者。但し、上記2及び3の業務執行者については、取締役、執行役又は執行役員その他これらに類する役職にある者に限るものとし、上記4の社員等については、社員又はパートナーに限るものとする。
- 7. その他**
 - ・当社の一般株主全体との間で上記1から6までにおいて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

なお、上記のいずれかの事項に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性を有すると考えられる者については、当社は、当該人物が独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役候補者として定めることができるものとする。

※1：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社からの支払額が、その取引先における年間連結売上高の2%以上である場合における当該取引先

※2：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社に対する支払額が、当社における年間連結売上高の2%以上である場合における取引先（借入先については、当社又は当社子会社の借入額が、当社における連結総資産の2%以上である場合における当該借入先）

！ 各議案の議案内容及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

株主提案 (第2号議案から第9号議案まで)

第2号議案から第9号議案までは、株主からのご提案によるものであります。
なお、提案株主(216名)の議決権の数は、1,898個であります。

第2号議案 定款一部変更の件(1)

議案内容

以下の章を新設する。

第×章 福島第一原子力発電所事故で生じているアルプス処理水(汚染水)の処分のための協議委員会の設置

第△条 福島第一原子力発電所事故で生じているアルプス処理水(汚染水)の処分のための協議委員会を設置する。

第△条 協議委員会のメンバーには、福島県および周辺県の農林水産業者および住民を加えるものとする。

提案の理由

汚染水には除去しないトリチウムだけでなく、除去されるはずだったストロンチウムなども大量に含まれる。二次処理での除去でも100%除去はできない。そうした汚染水の処分方法について、汚染水発生者である我が社が、**加害者として、被害者である福島県の住民を含めた関係者の話を聴くのは当然であり、福島県の住民を含めた関係者の同意なしに汚染水の処分方法を決定することは許されない。**

現在、漁業者、林業者、多くの住民が汚染水の海洋放出に反対している。これほどの反対を押し切って海洋放出を決定すれば、我が社の信用はさらに落ちる。後になって実害および風評被害の賠償をするよりも、**最も影響の少ない方法、すなわち流さないことを選択するのが合理的だ。**

汚染水の処理一つとっても、事故は繰り返させない、との思いを新たに。それを確実にするのは、原発をやめることだ。そして自然エネルギーへ全面的に舵を切ることが進むべき道である。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

会社法では、業務執行に関する事項については、合理的、機動的な事業運営を確保する観点から、取締役会の決定に委ねることを基本としております。ご提案の内容は、業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、多核種除去設備等処理水の処分につきましては、国の基本方針を踏まえ、必要に応じて二次処理を行いトリチウム以外の放射性物質が希釈前の段階で規制基準値を下回っていることを確認するとともに、トリチウムを大量の海水で希釈してから放出することにより、放出する水が安全であることを確実にいたします。さらに、客観性・透明性を確保した海域モニタリングの拡充・強化や正確な情報発信を着実に実施することなどにより風評影響を最大限抑制してまいります。

第3号議案 定款一部変更の件(2)

議案内容

以下の章を新設する。

第×章 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働の中止

第△条 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働工事を中止し、廃止の準備に入る。

第△条 原子炉施設以外の敷地・設備は自然エネルギーのために活用する。

提案の理由

柏崎刈羽原発は、2021年中に安全対策工事を完了する予定で、再稼働へ向けた作業が進められている。しかし新潟県では3つの検証作業（福島第一原発の事故原因、原発事故が健康と生活に及ぼす影響、万一原発事故が起こった場合の安全な避難方法）が続いており、再稼働への見通しは立っていない。

原発事故の検証では、住民の生命、生活が犠牲になることを考えれば、事故は許されることではないとの立場だ。また、豪雪地帯ならではの避難の困難さと危険性は、2020年末から今年にかけての大雪で何度も明らかになっている。**大雪警報下では事故が起きても避難は不可能だ。**

また、安全対策の一環として設置された「フィルター付き格納容器ベント」は、住民の被ばくが避けられず、使用は許されない。

原発としては閉鎖し、付属の発電設備を自然エネルギー設備に転用することで資産の活用を図り、立地地域に貢献する。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、当社は、低廉で安定的かつCO₂の少ない電気をお客さまにお届けするためには、原子力発電を含めた最適な電源ポートフォリオを構築することが必要であると考えており、引き続き、柏崎刈羽原子力発電所のハード・ソフト両面における安全対策の強化に徹底して取り組むとともに、昨年10月に新潟県と締結した「原子力防災に関する協力協定」に基づき、広域避難計画の実効性の向上に協力してまいります。また、新潟県の3つの検証は、新潟県民のみなさまの安全・安心のためにも重要であると考えており、当社としても引き続き最大限協力してまいります。

第4号議案 定款一部変更の件(3)

議案内容

以下の章を新設する。

第×章 福島第一原子力発電所事故の損害賠償

第△条 本社は、福島第一原子力発電所事故の被害者への賠償に係る時効を主張しない。

第△条 賠償判決が下り被害者側が判決を受け入れる意向を示した場合、迅速な賠償と弁護士費用節約の観点から、本社は控訴を行わない。

提案の理由

昨年10月の生業訴訟仙台高裁判決は、避難区域で10万円から300万円の上積みを認定し、避難指示基準を下回る地域にも賠償の対象を広げる画期的な内容だった。しかし、我が社はこれを不服として控訴するなど不誠実な姿勢は改まらない。訴えを起こした住民の泣き寝入りを待つかのようだ。**2014年に策定した賠償指針「3つの誓い」を忘れたのか？**

我が社は原発事故への損害賠償支払いのため、電気料金的大幅値上げ認可（2012年8.46%）や資本注入を含む公的支援を受けている。にも拘らず賠償から目を背けるなら、存在意義は無い。

我が社は自ら「時効を理由に賠償をお断りしない」と新々・総合特別事業計画に記している。ならば、その旨を定款に記すことに何ら問題は無いはずだ。経営の合理化＝本店の売却、メディアへの広告出稿停止や不要な役職の廃止等で賠償原資を捻出し、上記発言に謳った**「真摯に対応」**という言葉を実行しよう。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、当社は、引き続き「3つの誓い」として掲げた「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」、「和解仲介案の尊重」を徹底するとともに、賠償請求においては、時効を理由に一律にお断りすることはせず、時効完成後であっても被害者の方々の個々のご事情について十分に配慮しつつ、真摯に対応してまいります。

第5号議案 定款一部変更の件(4)

議案内容

以下の章を新設する。

第×章 福島第一原子力発電所の事故収束作業に従事する作業員の健康管理

第△条 事故収束作業に従事するすべての作業員の健康を維持するための環境を整備する。

提案の理由

本年1月、2、3号機の格納容器のふたが極めて高濃度の放射能で汚染されていることがわかった。事故から10年経っても、作業員たちは多大な被ばくリスクのもとで働いている。汚染水はもちろん、増え続ける汚染廃棄物からの被ばくにも留意しなければならない。

作業員の健康調査は現在でも行われているが、「下請けの立場で休暇を取ると仕事を失う」「病気が見つかったも治療してもらえない」ため進んでいない。被災地や我が社のために働いている**すべての作業員の健康を管理していくことは何よりも優先すべきではないのか**。休業補償や療養補償もすべきである。

昨年より新型コロナウイルス感染が広がっているが、万一現場で感染がまん延すると、事故収束作業の長期停止も免れず、健康のための環境整備は一層重要となっている。

我が社は**事故時の緊急作業に従事した作業員も含め、生涯にわたる健康管理を行っていかなければならない**。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、当社は、福島第一原子力発電所の敷地内線量の低減対策をすすめ、一般作業服等で作業が可能なエリアを敷地面積の96%まで拡大させるとともに、全ての作業について被ばく低減対策を盛り込んだ作業計画を策定し放射線防護の専門部署等が事前に確認することなどにより、作業員の被ばく線量が法令の定める限度よりも十分低い値となるよう徹底した管理を行っております。

加えて、作業員に対する各事業者による健康管理の実施状況を確認しているほか、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底するなど、作業員の安全と健康を確保するための取り組みを適切に実施しております。

第6号議案 定款一部変更の件(5)

議案内容

以下の章を新設する。

第×章 福島第一原子力発電所事故に関わる全ての資料の保存・記録・管理と公開

第△条 本社は福島第一原子力発電所事故を教訓とし、後世の検証に資するため、事故に関わる全ての資料を保存・記録・管理し、無償で公開する。

第△条 前条を遂行するため、以下の措置をとる。

- (1) 全ての資料を閲覧できる資料室を東京もしくは首都圏内に設置する。
- (2) 全ての資料は世界中の人が閲覧できるよう主要言語に翻訳し、インターネット上で公開する。
- (3) 資料の内容は、事故後に判明した事実などを随時アップデートする。
- (4) (3)のために、本会社から独立した管理運営委員会を設ける。
- (5) 管理運営委員会のメンバーは一般市民と学識経験者などで構成し、半数は原子力発電所に反対・慎重な立場の人とする。

提案の理由

福島第一原発の廃炉に100年以上かかることを思えば、あれから“10年”になるとしても記憶に新しい。過去のことでもなければナカッタことにもできない事実の記録を、後々の検証のために逐一残すべきである。

世界を震撼させた原発事故を引き起こした我が社には、知り得た一次情報を全て公開する責務がある。その資料は世界中から閲覧できるようにすべきである。

また、原発をめぐる様々な議論や新たな知見なども盛り込んで日々新たな原発情報発信の拠点とすることで、利益優先企業として染みついたイメージを変えることに繋がる。

さらにその発信元を東京本社の近くに置くことで、我が社内部に事故を“忘れない”，いや、もっとよく知らねばならぬという自覚と決意を呼び起こすことになる。

気候変動によるとみられる災害が増えている。限界の迫っている地球環境の存続は世界の最重要課題だ。真にそれに貢献する企業として脱皮する。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、当社は、福島第一原子力発電所の事故に関して、原子力規制庁をはじめとする関係機関とも協働して継続的な調査・分析をすすめており、得られた結果については、原子力規制委員会に適宜報告するとともに、当社ホームページ等を通じて、国際社会も含めて積極的な情報発信を行っております。

第7号議案 定款一部変更の件(6)

議案内容

以下の章を新設する。

第×章 他社原子力発電設備からの受電契約の破棄

第△条 電源開発株式会社（Jパワー）が建設中である大間原子力発電所からの受電契約を破棄する。

第△条 この契約破棄に伴い、必要な処置を行う。

提案の理由

我が社は、Jパワーの青森県・大間原発から予定発電量の85%を、受電価格15円/kWh（太陽光受電価格は同8.5円）で購入予定だ。

しかも、これは2011年以前の工事協定締結時における建設費4700億円が基準となっている。東日本大震災直後から現在まで、工事進捗率は38%のままだ。

2014年に安全対策で1300億円の追加投資が必要と報道された。**工事が進まなくても一日1億円弱かかる中、稼働の2年延長を昨年夏に発表。建設期間は当初計画の5倍、20年だ。実際の建設費用は計画の2倍、9000億円に達するとの報道もある。**このように大間原発は、失敗プロジェクトだ。

Jパワーは大間原発の発電原価明細を公開していない。割高が明白な受電契約は、コロナ禍で苦しむ顧客と株主への裏切りだ。

建設自体が大間違いである大間原発からの受電契約を、我が社は破棄すべきだ。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、大間原子力発電所につきましては、原子力委員会の決定により、国と電気事業者の適切な支援のもと、電源開発株式会社が実施主体として責任を持って建設に取り組んでいくべきものとされておりま

当社といたしましては、この枠組みのもと、国のエネルギー政策の動向、競争環境の進展や他の関係当事者との協議も踏まえて適切に対応してまいります。

第8号議案 定款一部変更の件(7)

議案内容

以下の章を新設する。

第×章 水力発電所の活用

第△条 既存の水力発電所を有効活用し、地産地消型の自然エネルギーを推進する。

提案の理由

我が社は、原子力設備などのデータ改ざんで度々世間を騒がせているが、2007年には水力発電所だけで3492件もの不備を追加報告した。

我が社には水力発電所が164箇所あるが、あまり活用されていない。洪水予防のために夏場は水位を下げているが、気象予報が進歩し、1週間前には予測が可能であるから、水位を上げておくことができる。またダム底の堆積物を取り除くことで水量も増加、更に、少ない費用でダムの高さを嵩上げる工法も実証されている。

ダムは東電管内以外にも広域にわたり存在するが、福島、新潟、長野は、電力自由化により地元で電力供給が可能となった。遠距離送電による放電ロスや電磁波問題の軽減にもなる。**水力発電所は減価償却が済んでいるものが多く、最も安価である。**

原発事故で22兆円もの税金が投入されている我が社は資産を有効に使う努力をすべきだ。ダム底に沈んだ自然、家屋、お墓を失った人々のためにも。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、再生可能エネルギー発電事業を担う東京電力リニューアブルパワー株式会社は、水力発電所の建設から運転・保守まで一貫して行ってきた技術力を活かし、経年水力発電所のリパワリングによる設備の近代化・効率化やカイゼン活動による作業停止期間の短縮など、水力発電所を最大限活用するための取り組みをすすめております。

加えて、当社グループでは、水力発電所の電気のみを用いた電気料金メニューや地産地消型の電気料金メニューの創設など、脱炭素に対するお客さまのニーズに合わせたサービスの導入をすすめております。

第9号議案 定款一部変更の件(8)

議案内容

以下の章を新設する。

第×章 報酬等の個別開示

第△条 個々の取締役及び執行役の報酬・賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財務上の利益は遅滞なく公表する。

提案の理由

企業情報の開示は、資本市場の基本的インフラであり、企業の経営の質を高め、企業が持続的に企業価値を向上させるためにも重要。これは2018年金融審議会ディスクロージャーワーキンググループ報告の一部である。更に企業と投資家の対話促進に向けたガバナンス情報提供として役員報酬の算定方法の公開も求めている。この報告を受けて、金融庁は2019年1月、企業開示制度に係る府令を改正している。

現在、我が社には毎月巨額の公的資金が投入されており、いわば全国民が株主のようなもので、経営の透明性が他社以上に求められており、報酬が適正か説明する責任がある。

本議案と同様の昨年の提案で、国を除いた一般株主13.94%の賛成を頂いたのも議案の重要性を示している。

因みに、金融庁は昨年3月、有価証券報告書の役員報酬金額の根拠の記載が法令や投資家の期待を満たしていないとして上場企業1000社に改善要請をしている。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

取締役及び執行役に支給した報酬等につきましては、事業報告及び有価証券報告書において、基本報酬及び業績連動報酬の区分ごとに、取締役・執行役・社外取締役それぞれの総額及び員数を開示しており、経営に係るコストの開示として十分であると考えていることから、ご提案の内容を定款に定める必要はないと考えます。

なお、指名委員会等設置会社である当社においては、社外取締役のみで構成される報酬委員会が、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めるとともに、当該方針に基づき取締役及び執行役の報酬等の内容を決定しております。また、当社の有価証券報告書の役員報酬に関する記載内容について、金融庁から改善に向けた指摘等を受けた事実はありません。

1 当社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当社グループの業績

当年度における当社グループを取り巻く経営環境は、省エネルギーの進展等による国内エネルギー需要の減少傾向が継続するとともに、小売事業において厳しい競争環境にあるなか、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の停滞の影響などにより、一層厳しくなっております。

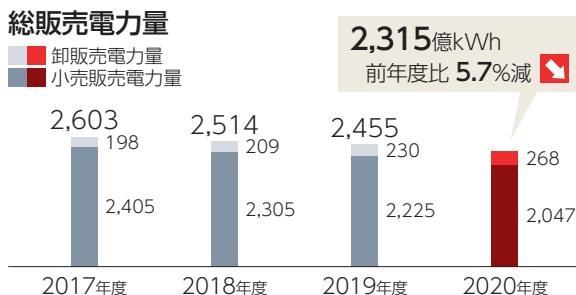
こうした状況のなか、当社グループは、福島への責任を貫徹するため、カイゼン活動をはじめとした生産性改革に加え、事業統合を完了した株式会社JERAの経営への適切な支援・監督、再生可能エネルギー発電事業の分社化等の脱炭素の潮流に対応した事業展開、送配電資機材の調達や非常災害対応における他社との協働など、収益力と企業価値の向上に向けた取り組みをすすめてまいりました。

当社グループの当年度の小売販売電力量は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響や厳しい競争の継続等により、前年度に比べ8.0%減の2,047億kWhとなりました。このため、卸販売電力量が増加したものの、総販売電力量は、前年度に比べ5.7%減の2,315億kWhとなりました。

当期の連結業績

総販売電力量

■ 卸販売電力量
■ 小売販売電力量



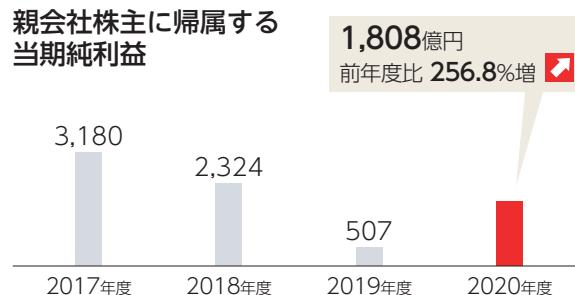
売上高



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



当年度の連結収支につきましては、収益面では、燃料費調整制度の影響などにより電気料収入単価が低下したことや総販売電力量が減少したことなどから、売上高（営業収益）は前年度に比べ6.0%減の5兆8,668億円となり、その他の収益を加えた経常収益合計は5.9%減の5兆9,750億円となりました。

一方、費用面では、原子力発電が引き続き全機停止するなか、グループをあげたコスト削減の徹底などにより、経常費用合計は前年度に比べ4.9%減の5兆7,851億円となりました。

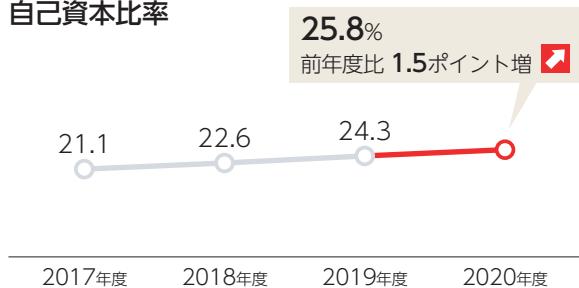
以上により、経常利益は前年度に比べ28.1%減の1,898億円となりました。

また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金交付金1,421億円を特別利益として計上する一方、原子力損害賠償費1,407億円を特別損失として計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は1,808億円となりました。

当年度の自己資本比率につきましては前年度の24.3%から25.8%に、デット・エクイティ・レシオにつきましては前年度の1.69から1.56となるなど、引き続き財務体質の改善をすすめました。また、資本効率の指標であるROE/ROAにつきましては、売上高（営業収益）の減少などにより、ROAは前年度の1.7%から1.2%となったものの、親会社株主に帰属する当期純利益の増加により、ROEは前年度の1.8%から6.0%となりました。

当年度における各事業別の業績（事業間の内部取引消去前）は、29ページ以降に記載のとおりです。

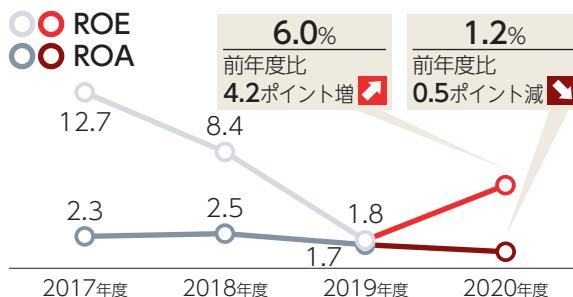
自己資本比率



デット・エクイティ・レシオ



有利子負債残高



事業別の状況

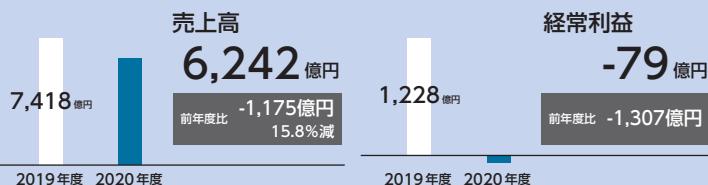
東京電力グループ

当社グループは、持株会社であるホールディングスと4つの基幹事業会社をそれぞれ中心とする5つのセグメントで事業運営を行っており、各社が自律性と機動性を発揮して、企業価値の向上に取り組んでおります。

※当年度より、これまでホールディングスに区分してきた再生可能エネルギー発電事業を、新たなセグメントとしてリニューアブルパワーに移行し、あわせて関係会社のセグメントも変更していることから、以下における前年度との比較については、前年度の数値を変更後のセグメントに組み替えた数値で比較しております。



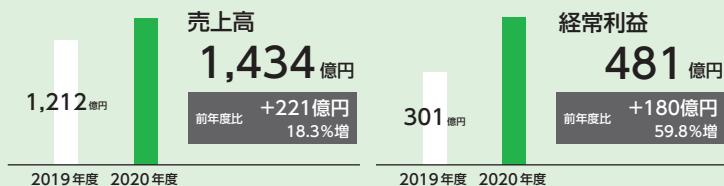
ホールディングス



販売電力料収入が減少したことなどから、売上高（営業収益）は前年度に比べ15.8%減の6,242億円となりました。

加えて、基幹事業会社からの受取配当金が減少したことなどから、経常損益は前年度に比べ1,307億円減の79億円の損失となりました。

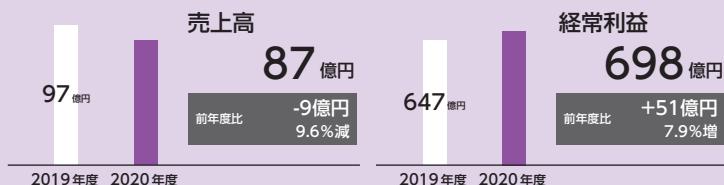
リニューアブルパワー



販売電力料収入が増加したことなどから、売上高（営業収益）は前年度に比べ18.3%増の1,434億円となりました。

この結果、経常利益は前年度に比べ59.8%増の481億円となりました。

フェUEL&パワー



持分法適用関連会社である株式会社J E R Aが、燃料費調整制度の期ずれによる悪化影響を受けながらも需給収支の好転等により増益となったことなどから、経常利益は前年度に比べ7.9%増の698億円となりました。

パワーグリッド



託送収入が増加したことなどから、売上高（営業収益）は前年度に比べ13.9%増の2兆38億円となりました。

加えて、減価償却費が減少したことなどから、経常利益は前年度に比べ44.9%増の1,690億円となりました。

エネルギーパートナー



燃料費調整制度の影響による電気料収入単価の低下や小売販売電力量の減少などにより、売上高（営業収益）は前年度に比べ10.8%減の5兆343億円となりました。

この結果、経常利益は前年度に比べ89.2%減の64億円となりました。

ホールディングス

主要な事業内容

- 各基幹事業会社への共通サービスの提供
- 原子力発電事業

福島事業

福島復興に向けた取り組み

当社は、被害者の方々の個別のご事情を丁寧にお伺いしながら、迅速かつきめ細やかに賠償をすすめ、当年度末までに累計10兆46億円をお支払いいたしました。

また、昨年10月には、福島復興本社を発電所立地地域である双葉町に移転し、より地域に根差した活動をすすめ、当年度末までに、放射線量測定等の国や自治体による除染・中間貯蔵などへの協力人数は累計44.7万人、除草や清掃・片付けなどの復興推進活動への派遣人数は累計53.2万人となりました。

風評被害の払拭に向けた福島県産品の流通促進活動につきましては、小売店や飲食店と連携したイベントの開催やSNS等による情報発信に加え、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、インターネットを活用した販売・キャンペーン企画やデリバリー・テイクアウトのイベントの開催などの新たな施策にも取り組んでまいりました。



テイクアウトによる福島県産品の販売促進イベントを開催

福島第一原子力発電所の廃炉

汚染水対策につきましては、陸側遮水壁やサブドレン、建屋屋根の補修、敷地舗装等の重層的な対策により、昨年12月には計画目標を上回る1日あたり約140m³まで汚染水の発生量を抑制するとともに、1号機から4号機のタービン建屋等の内部に滞留する汚染水の処理を完了いたしました。

使用済燃料プールからの燃料取り出しにつきましては、3号機において安全に作業をすすめ、目標より約1か月早い本年2月末に全ての燃料の取り出しを完了したほか、1号機、2号機における取り出しに向けた調査等を着実にすすめてまいりました。

また、「復興と廃炉の両立」を推進し、廃炉事業への地元企業の参画拡大をはかるため、地元企業に対する中長期の発注見通しの説明会や地元企業と元請企業との商談会を開催いたしました。さらには地元における廃炉関連産業の形成や事業スキーム等の検討体制を強化するため、社長直轄のプロジェクト組織を設置いたしました。



本年2月に3号機使用済燃料プールからの燃料取り出しが完了

(ご参考) 当年度の新型コロナウイルス感染症への対策と働き方改革の取り組み

新型コロナウイルス感染拡大を受け、社員の出勤前検温の徹底や地域をまたぐ往来の制限など、徹底した感染予防策を講じてまいりました。また、そうした経験を踏まえ、在宅勤務下でも社員が自律性を発揮し、多様な働き方を実現できるよう、危機管理の強化と社員の幸福度・仕事の生産性・お客さまの満足度の向上を同時に達成する新しいワークスタイルの確立に向けた取り組みをすすめてまいりました。

経済事業

柏崎刈羽原子力発電所の安全確保

柏崎刈羽原子力発電所においては、新規基準に基づく安全対策工事をすすめるとともに、厳しい条件を想定した訓練の実施や新潟県との原子力防災に関する協力協定の締結などにより緊急時対応力の強化や広域避難計画の実効性の向上に努めてまいりました。

こうしたなか、IDカードの不正使用や核物質防護設備の機能の一部喪失などの事案を発生させ、地域のみならずをはじめ広く社会のみならずからの信頼を大きく損なうこととなりました。当社は、これらの事案を大変重く受け止め、原子力・立地本部長及び新潟本社代表を発電所に駐在させ、現場・現物の視点に基づく組織の立て直しや情報公開・社会の目線に対する発電所所員の意識向上などに取り組むとともに、経営層と発電所所員の直接対話を通じた組織の課題の抽出をすすめてまいりました。引き続き、現場に経営資源を最大限投入し、組織全体として体制の強化をはかってまいります。



柏崎刈羽原子力発電所における経営層と発電所所員の対話の様子

持続的な成長の実現に向けた取り組み

脱炭素への社会的要請の高まりや自然災害の激甚化を踏まえ、電気に対するお客さまや社会からのご期待に応えながら、喜んでいただける価値を提供できるよう取り組んでまいりました。

具体的には、グループ全体のDX戦略の策定やグループ各社との協働によるマーケティング体制の整備をすすめるとともに、脱炭素社会の実現に貢献する電化の推進や社会全体のレジリエンス強化に寄与する防災の産業化に向けた諸施策について検討・実施してまいりました。

特に、需給変動調整や災害時のバックアップ電源としての役割も期待される電動車両に関しましては、業務用車両の電動化を推進するコンソーシアムを設立するとともに、急速充電器の共同利用に関する実証実験を開始いたしました。また、子会社の株式会社e-Mobility Powerにおいては、公共充電サービス事業などを本格的に推進するための基盤構築をすすめてまいりました。



東京電力パワーグリッド株式会社の事業所に急速充電器を設置し実証実験の参加企業が共同で利用

リニューアブルパワー

主要な事業内容

●再生可能エネルギー発電事業

国内水力発電事業の基盤強化

国内水力発電事業の維持・拡大の観点から、経年水力発電所の発電電力量の増加と設備信頼度の向上の両立をはかるため計画的なリパワリングをすすめてまいりました。加えて、既存の水力発電所の効率的な運用をめざして、点検ロボットの導入などによる作業停止期間の短縮や、同一水系発電所の一貫制御による発電電力量増加の実現とともに、水力発電所の運転制御の一抛点化等による効率化を推進してまいりました。

また、揚水式水力発電につきましては、再生可能エネルギーの導入拡大に伴って重要性が増している調整電源としての強みを活かし、一般送配電事業者の調整力として活用してまいりました。さらに、その蓄電機能を活用し、新電力等のお客さまのオフピーク時間帯に余剰電力で揚水し、ピーク時間帯に発電してお客さまに送電する「電力預かりサービス」の提供をすすめてまいりました。



経年水力発電所のリパワリング工事により水圧鉄管を交換し発電出力の増強に対応

事業領域の拡大に向けた取り組み

国内洋上風力発電事業につきましては、千葉銚子沖の着床式洋上風力発電の実証試験及び実証機の商用化から得られた知見を活かし、千葉銚子沖ではオーステッド社と設立した共同開発会社を通じて、また、秋田能代沖では住友商事株式会社ほか7社とともに組成したコンソーシアムを通じて、発電事業者の入札に向けた準備をすすめてまいりました。

また、今後、国内外で普及が見込まれる浮体式洋上風力発電の技術を獲得し、事業開発の可能性を高めるため、昨年8月に新エネルギー・産業技術総合開発機構の公募する委託研究に参加するとともに、本年2月にはノルウェー沿岸におけるRWE Renewables社やShell New Energies社等との共同実証プロジェクトに参画いたしました。

海外水力発電事業につきましては、昨年4月、ジョージアの既設発電所に出資参画し、国内で培った技術をO&Mの最適化に活用するなどの取り組みをすすめてまいりました。



ジョージアのダリアリ水力発電所の運営に参画

フュエル&パワー

主要な事業内容

●燃料・火力発電事業

経営基盤とガバナンス体制の整備

既存火力発電事業等の統合完了により確立した燃料上流・調達から発電，電力・ガスの卸販売にいたる一貫したバリューチェーンのもと，株式会社JERAの自律的な事業運営と迅速な意思決定が可能な経営体制を整えてまいりました。加えて，統合シナジー効果の早期発現に向けた基盤を構築するため，中部電力株式会社とともに，燃料・火力発電部門の人財を中心に，株式会社JERAへの転籍をすすめてまいりました。

東京電力フュエル&パワー株式会社においては，株式会社JERAへの人財の転籍に伴い，社内組織の廃止による会社組織のスリム化をはかるとともに，東京電力ホールディングス株式会社との一体的な事業運営体制とすることといたしました。これにより，株式会社JERAに対するガバナンスを，より効果的かつ効率的に実施してまいります。



中部電力株式会社と協調して株式会社JERAへの適切なガバナンスを実施

株式会社JERAの取り組み

昨年10月，2050年時点において国内外の事業から排出されるCO₂を実質的にゼロとすることに挑戦する「JERAゼロエミッション2050」を策定し，洋上風力発電を中心とした再生可能エネルギー発電の導入と，アンモニアや水素を活用して発電時にCO₂を排出しないゼロエミッション火力発電の技術開発に向けた検討などをすすめております。

洋上風力発電事業につきましては，昨年6月にフランスのIDEOL社及びADEME INVESTISSEMENT社と浮体式洋上風力発電事業会社の設立に関する基本合意を締結するとともに，国内の複数地点における建設計画を公表いたしました。

このほか，燃料トレーディング事業を担う子会社が2019年度から取り組んでいるLNG取引の最適化は着実に実績を上げ，企業価値の向上に貢献いたしました。



燃焼時にCO₂が発生しないアンモニアの混焼実証を予定する愛知県の碧南火力発電所

パワーグリッド

主要な事業内容

●送配電事業

安定供給と託送原価低減の両立

当年度におきましても、電力供給の信頼度を確保したうえで、国際的にも遜色のない低廉な託送原価水準の実現をめざし、効率的でサステナブルな事業運営に取り組んでまいりました。

具体的には、カイゼン活動にデジタル技術を取り入れることにより設備保全の省力化・自動化の深掘りをすすめるとともに、他の一般送配電事業者と連携し、資機材の共同調達や地域間連系設備の建設の推進、共同のコンタクトセンターによる非常災害時を中心とした応援体制の構築などにより、グローバルレベルの効率的な事業運営基盤の構築とレジリエンスの強化をはかってまいりました。

また、激甚化・広域化する自然災害への対応につきましては、令和元年房総半島台風の経験を踏まえた中期的な対策として、自治体との連携強化に向けた基本協定の締結や停電に関する情報把握の精度向上と迅速化、復旧活動支援ツールの機能拡充・システム化などに取り組んでまいりました。



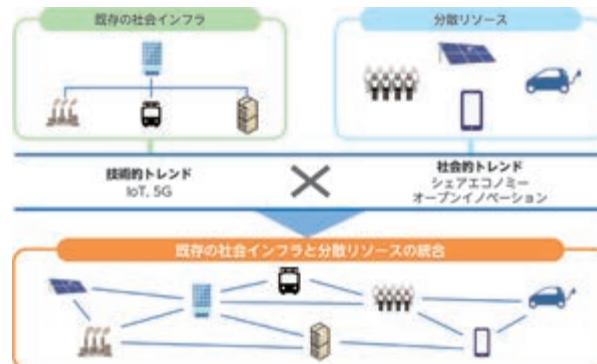
東京中部間を連系する新たな地域間連系設備である飛騨信濃周波数変換設備の運用を開始

事業領域の拡大に向けた取り組み

地域や社会のみならずの事業活動や課題解決などを支えるための新たな価値の提供をめざし、事業領域の拡大に取り組んでまいりました。

具体的には、国内において、市街地再開発事業における特定送配電サービス事業や携帯基地局サービス事業、電力使用データをもとにした宅内IoT事業を中心に事業展開をはかるとともに、海外での事業機会の発掘やグローバル人材の育成、技術やノウハウを活用した実証事業などにグループ会社も含め継続的に取り組んでまいりました。

また、脱炭素化や地域のレジリエンスの強化といった社会的な課題に対し、産官学の枠を超えて協力し合う社会共創の基盤として、昨年8月、スマートレジリエンスネットワークを設立し、エネルギーにとどまらない多様な分野の企業・団体に参加いただきました。この枠組みを通じて、地域の分散電源の活用や新たな事業機会の創出に向けた検討などをすすめてまいりました。



スマートレジリエンスネットワークを通じた既存の社会インフラと分散リソースの統合

エネルギーパートナー

主要な事業内容

●小売電気事業

サービスの拡充・拡大の取り組み

電力小売市場における競争が激化するなか、単なる価格競争ではなく、エネルギーに対するお客さまの多様なニーズをとらえた新たな価値をサービスとして提供する取り組みを積極的にすすめてまいりました。

具体的には、停電や水漏れ、鍵の紛失など、ご家庭におけるトラブルの応急措置に24時間365日対応する「生活かけつけサービス」をご家庭向けの主な電気・ガス料金プランに標準で付加いたしました。さらに、お客さまのご要望にお応えして、ハウスクリーニングやフロアコーティング等のサービスの提供も開始するなど、お客さまへくらしの安心と快適をお届けする取り組みを拡充してまいりました。

また、電気の販売に続き、ガス販売においても供給エリアを拡大し、関西・中部エリアでのご家庭向けの販売を開始したことにより、電気とガスをセットで選んでいただける機会を増やしてまいりました。



主な電気・ガス料金プランに「生活かけつけサービス」を標準で付加

「脱炭素」価値の提供

お客さまが抱えるESG等に関する課題を解決するビジネスパートナーとして、「脱炭素」の価値を提供する新たな取り組みをすすめてまいりました。

具体的には、株式会社ルネサンスと提携し、蓄電池や太陽光発電と電動バスを組み合わせることにより、平常時におけるエネルギー管理の最適化と、災害時における電動バスの非常用電源としての活用を可能とする「V2Xシステム」の運用を開始いたしました。

また、固定価格買取制度の買取期間が満了した住宅用太陽光発電等に由来する環境価値を利用して、埼玉県内の事業者さまへ実質CO₂フリーの電力を提供する地産地消型の電力メニューとして「彩の国ふるさとでんき」を創設したほか、三井不動産株式会社とともに、オフィスビル等のテナント企業さまに環境価値が付加された電力をご利用いただけるサービスを構築いたしました。



埼玉県において実質CO₂フリーの地産地消型電力メニューを創設

2. 対処すべき課題

当社グループは、福島第一原子力発電所の事故を決して風化させることなく、福島への責任を全うするため、「復興と廃炉の両立」を推進しております。

また、厳しい事業環境にあっても、社会的要請やお客さまからのご期待にお応えするための「脱炭素」と「防災」を軸とする諸施策を通じて、グループ一丸となって収益力と企業価値の向上を実現してまいり所存です。

ホールディングス

福島事業

「3つの誓い」に基づく賠償と復興に向けた取り組み

福島第一原子力発電所の事故からの10年を区切りとせず、「3つの誓い」に基づき、被害者の方々に寄り添い、時効を理由に一律に賠償請求をお断りすることなく、最後のお一人まで賠償を貫徹してまいります。

また、来年春以降に計画されている特定復興再生拠点区域の避難指示解除も控えるなか、ご帰還に向けた最大限のご協力を行うなど、今後も復興の最前線に身を置きながら、地域の状況に応じた活動をすすめてまいります。

加えて、「風評被害に対する行動計画」に基づき、引き続き、小売店や飲食店と連携したイベントの開催やインターネットを活用した企画等による販売促進、SNS等による情報発信を通じて、福島県産品の流通促進活動に取り組んでまいります。

地域と共生した福島第一原子力発電所の廃炉の貫徹

長期にわたる廃炉の貫徹に向け、プロジェクト管理と現場・現物を踏まえた安全・品質管理の機能強化をはかるとともに、「廃炉中長期実行プラン2021」に基づき安全・着実かつ計画的に廃炉作業をすすめてまいります。

汚染水への対応につきましては、敷地舗装や建屋屋根破損部の補修等による重層的な対策を実施し、汚染水発生量のさらなる低減をはかるとともに、原子炉建屋等の内部に滞留する汚染水の低減に向けた対策などを講じてまいります。多核種除去設備等処理水の処分に関しましては、国の基本方針を踏まえ、安全を最優先に海洋放出に向けた準備をすすめてまいります。あわせて、風評影響を最大限抑制するために、海域モニタリングの拡充・強化や正確かつ迅速な情報発信に向けたコミュニケーションの充実をはかり、国際原子力機関の専門家等によるレビューを受けるほか、生産・加工・流通・消費の各段階での対策などにも主体的に取り組んでまいります。

また、使用済燃料プールからの燃料取り出しに向け、1号機への大型カバーの設置や2号機での工法の検討などを着実にすすめていくほか、燃料デブリの取り出しに向けた2号機における試験的な取り出し装置の開発や1号機、3号機の格納容器内部の調査などにも取り組んでまいります。

加えて、「復興と廃炉の両立」の方針のもと、オープンで透明なプロセスによる地元企業の参画拡大や域外企業の誘致をはかることで浜通り地域への廃炉産業の集積をすすめ、地元の雇用創出や人材育成、産業・経済基盤の創造等に貢献してまいります。

経済事業

原子力発電事業の取り組み

このたびの柏崎刈羽原子力発電所における一連の事案により、事業をすすめるうえで最も大切な社会のみなさまからの信頼を大きく損なうこととなりました。当社といたしましては、国内外の知見・経験を積極的に活用するとともに、当社の取締役会の諮問機関であり外部専門家で構成された原子力改革監視委員会から評価やご指導をいただきながら、組織的な課題の抽出や原因分析を行い、原子力部門が一体となって発電所の安全性や業務品質を向上するための抜本的な改善策を講じてまいります。こうした取り組みにつきましましては、安全文化・核セキュリティ文化に精通した第三者に評価いただくことで透明性を確保しながらすすめ、一つひとつ実績を積み重ねてまいります。

また、低廉で安定的かつCO₂の少ない電気をお客さまにお届けするためには、原子力発電を含めた最適な電源ポートフォリオを構築することが必要であると考えております。引き続き、立地地域のみなさまとの信頼関係を構築・維持できるよう、コミュニケーションの充実をはかるとともに、地元本位の姿勢で事業に取り組んでまいります。

当社グループの事業戦略と収益力向上への取り組み

当社グループは、電気事業で培った人財や知見、設備などの強みを活用し、多様化する社会的要請やお客さまのニーズのなかでも「脱炭素」と「防災」を軸に、電化や地域経営などの観点から新たな価値を提供することで社会的課題を解決しながら新たな収益を生み出してまいります。また、中長期的な収益力と企業価値の向上のため、再生可能エネルギー事業、モビリティ等電化事業、データ・通信事業、海外事業を中心に、新たな事業を開発・展開してまいります。加えて、外部からの人財登用により、投資を通じた収益の創出をはかるとともに、投資活動に関する組織能力の向上を実現してまいります。

こうした事業展開に向け、社員一人ひとりがお客さまのために変革を恐れず挑戦する新たな企業文化を確立するとともに、非連続の経営改革を牽引する人財の確保・育成やグループ全体の経営資源を戦略的に管理・配分する組織体制の整備などに取り組んでまいります。加えて、当社がこれまで培ってきたカイゼン活動をベースにDXを推進することでさらなる生産性向上を実現し、業務プロセスの革新にとどまらないビジネスモデルや企業文化の変革をすすめ、お客さまのご期待に応える商品・サービスの提供につなげてまいります。



リニューアブルパワー

世界的な脱炭素の潮流を背景に、再生可能エネルギーを収益力のあるビジネスとして成長させるため、当面の主力事業である国内水力発電事業の基盤強化を推進するとともに、将来の主力事業とする海外水力発電事業と国内外の洋上風力発電事業のさらなる開発をすすめ、クリーンでサステナブルな脱炭素社会の実現と地域に根差した産業の発展に貢献してまいります。

国内水力発電事業につきましては、経年水力発電所のリパワリングによる発電電力量の増加と設備信頼度の向上の両立やカイゼン活動を通じた作業停止期間の短縮、デジタル技術を活用したトラブル未然防止などの取り組みをすすめるとともに、揚水発電設備の強みである蓄電・調整力を活用した電力取引・ソリューションビジネスをさらに拡大してまいります。海外水力発電事業につきましては、長年の国内水力発電事業で培った技術力・ノウハウに加え、ベトナムやジョージアでの事業開発実績なども活用し、開発ポテンシャルが高い国や地域において事業開発を推進してまいります。また、洋上風力発電事業において、国内公募案件での事業者選定をめざすとともに、国内での新エネルギー・産業技術総合開発機構の委託研究やノルウェー沿岸での実証事業から得られる知見を踏まえ、将来的に国内外で普及が見込まれる浮体式洋上風力発電技術の開発にも取り組み、海外を含めた地点開発や事業展開をすすめてまいります。

さらに、自立的かつ柔軟な資金調達を可能とするため、グリーンボンド発行等のグリーンファイナンスの活用等も検討し、成長を支える投資を着実に実現してまいります。

フュエル&パワー

株式会社JERAは、燃料上流・調達から発電、電力・ガスの卸販売にいたる一連のバリューチェーンにおいて、各事業領域の成長をはかるとともに、電源ポートフォリオの最適化や一体的かつ適切な経営管理などを行うことにより、競争力が高いエネルギー調達を実現し、お客さまに付加価値の高いエネルギーを安定的にお届けしてまいります。加えて、海外を中心として、再生可能エネルギーを含むIPP事業などを活用した戦略的な事業を実施することにより企業価値を高めるとともに、再生可能エネルギーとアンモニアや水素等のグリーンな燃料の導入をすすめ、発電時にCO₂を排出しない火力発電を追求し、2050年時点で国内外の事業から排出されるCO₂を実質的にゼロとするゼロエミッションに挑戦してまいります。

東京電力フュエル&パワー株式会社は、気候変動の緩和に向けた取り組みに対する社会的要請の高まりや、世界的な経済成長の鈍化など、株式会社JERAを取り巻く事業環境が急激に変化していることを踏まえ、株式会社JERAにおける事業計画の策定への関与と事業計画の進捗に対するモニタリングなどによる株主としての株式会社JERAとの質の高いコミュニケーションを通じて適切なガバナンスを実施してまいります。特に事業計画の策定にあたっては、計画の進捗管理や長期トレンドの把握を通じて抽出した課題を共有するとともに、その課題への対策が株式会社JERAの経営に随時、柔軟に反映されるよう、支援・監督してまいります。

パワーグリッド

国内の電力需要の減少により託送事業の規模・収入が伸び悩む可能性があるなか、自然災害への対応が電気を安定的かつ低廉にお客さまへお届けし続けるうえでの大きな課題となりつつあり、これらに同時に対応していく必要があります。

激甚化・広域化する自然災害に対して、デジタル技術の活用による効率的な情報収集や電力供給手段の多様化、電力業界内での技術・技能の共通化や設備仕様の統一等の取り組みに加えて、他の一般送配電事業者との相互応援や国・自治体を含めた関係者との連携・協働の強化等の対策を推進するとともに、既存設備の計画的・効率的な更新・革新をすすめていくことで、送配電ネットワークの健全性を維持しつつ強靱性を高めてまいります。

また、再生可能エネルギーのさらなる普及等に向け、蓄電池等のお客さま設備の活用や既存システムを最大限に活用した効率的な系統連系等による脱炭素化の促進をはかるとともに、データセンターの普及など電力を利用して社会の利便性を高める活動を地域とともにすすめ、社会の電化を推進してまいります。さらに、自然災害発生時等にはドローンやスマートメーターから得られるデータを活かして正確な情報発信を行うとともに、早期の停電復旧に向けて分散電源を活用するなどの地域のレジリエンスの強化にも取り組むことで、安定供給を完遂しながら社会の変化に積極的に対応し、送配電ネットワークの新たな価値の創造に挑戦してまいります。

加えて、人財、設備、データという面的に広がる経営資源を活用し、地域・社会における自治体や事業者等の活動を支える基盤となるプラットフォームを構築する取り組みを通じて事業領域を拡大するほか、海外の送配電事業の推進などによりさらなる成長をはかってまいります。

エナジーパートナー

国内の電力小売市場において、他社との価格競争がますます厳しいものとなっております。また、自然災害の激甚化や世界的な脱炭素の潮流、少子高齢化に伴う労働者不足に加え、新型コロナウイルスの影響等により、企業経営や働き方、生活スタイルが激変していくなか、お客さまがエネルギーに対して期待する価値は急激に変化しつつあります。

このような競争と変化のなかで、お客さまから選ばれ続けていくため、これまで培ってきた事業基盤の強みと実績を活かしながら、DXの推進により、お客さまとの接点におけるサービス品質を高めることで、お客さま一人ひとりのニーズをとらえ、「安心」、「脱炭素」、「省エネ」、「省力化」を中心に、お客さまの期待を超える価値を創造してまいります。

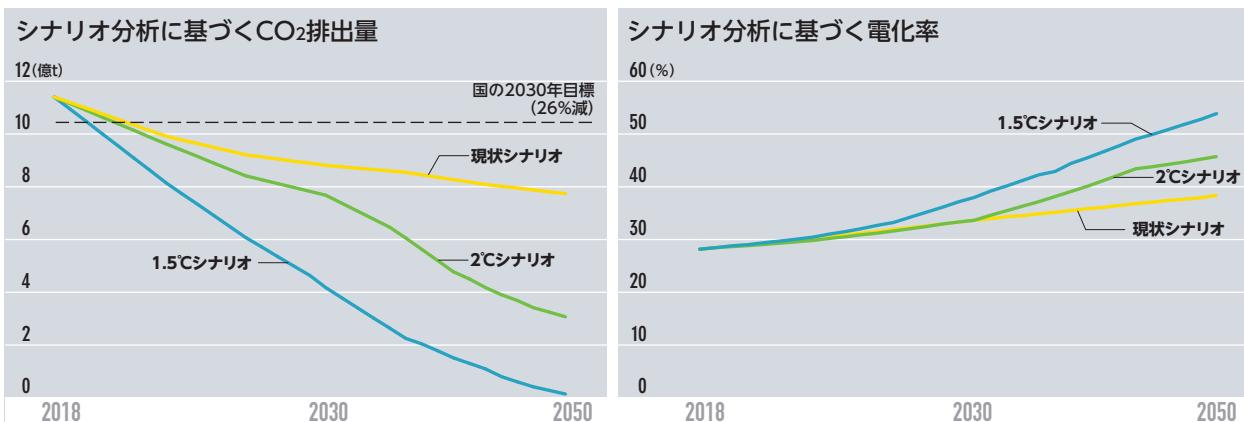
法人分野におきましては、当社グループの再生可能エネルギーやグリーン電力証書などを組み合わせた「脱炭素」や、高効率機器に関する提案やエネルギーマネジメントを通じた「省エネ」・「省力化」、防災に資する備蓄・電源等を通じた「安心」などの価値を提供するサービスを拡充させてまいります。

ご家庭分野におきましては、「生活かけつけサービス」の拡充をはかるとともに、太陽光パネルや電動車両、蓄電池、エコキュート等の導入と新しい電気料金プランを組み合わせたサービスを提供することにより、災害時にも電気や水のある生活を続けられるという「安心」に加え、太陽光発電により電気を作り、貯めることによる「脱炭素」の価値についても一体的に提供してまいります。

気候変動リスク抑制のための「電化」促進

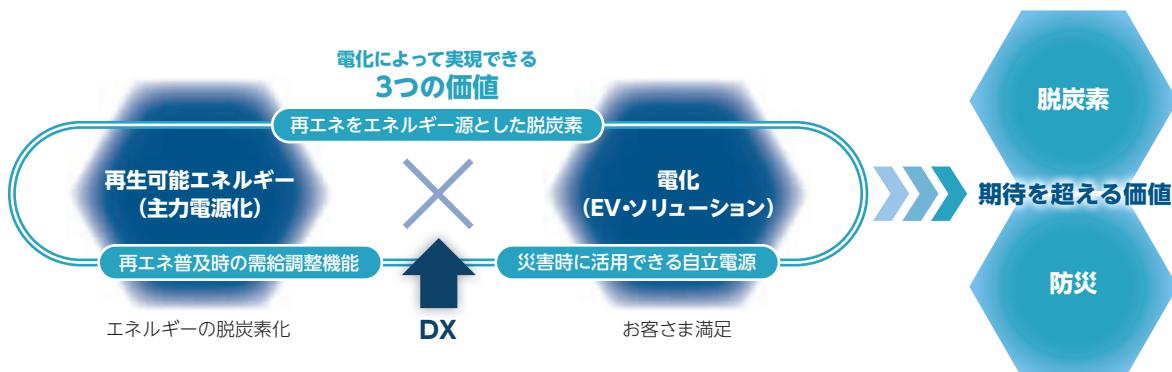
ネットゼロ社会の実現に向けて ～TCFD提言に基づくシナリオ分析～

当社は、2019年に実施した世界全体の気候関連シナリオ分析を踏まえ、2020年度において、我が国における気候関連シナリオ分析を実施しました。その結果、我が国においても、脱炭素社会を実現するためには、電化率の向上が非常に重要であるとの分析結果が得られました。



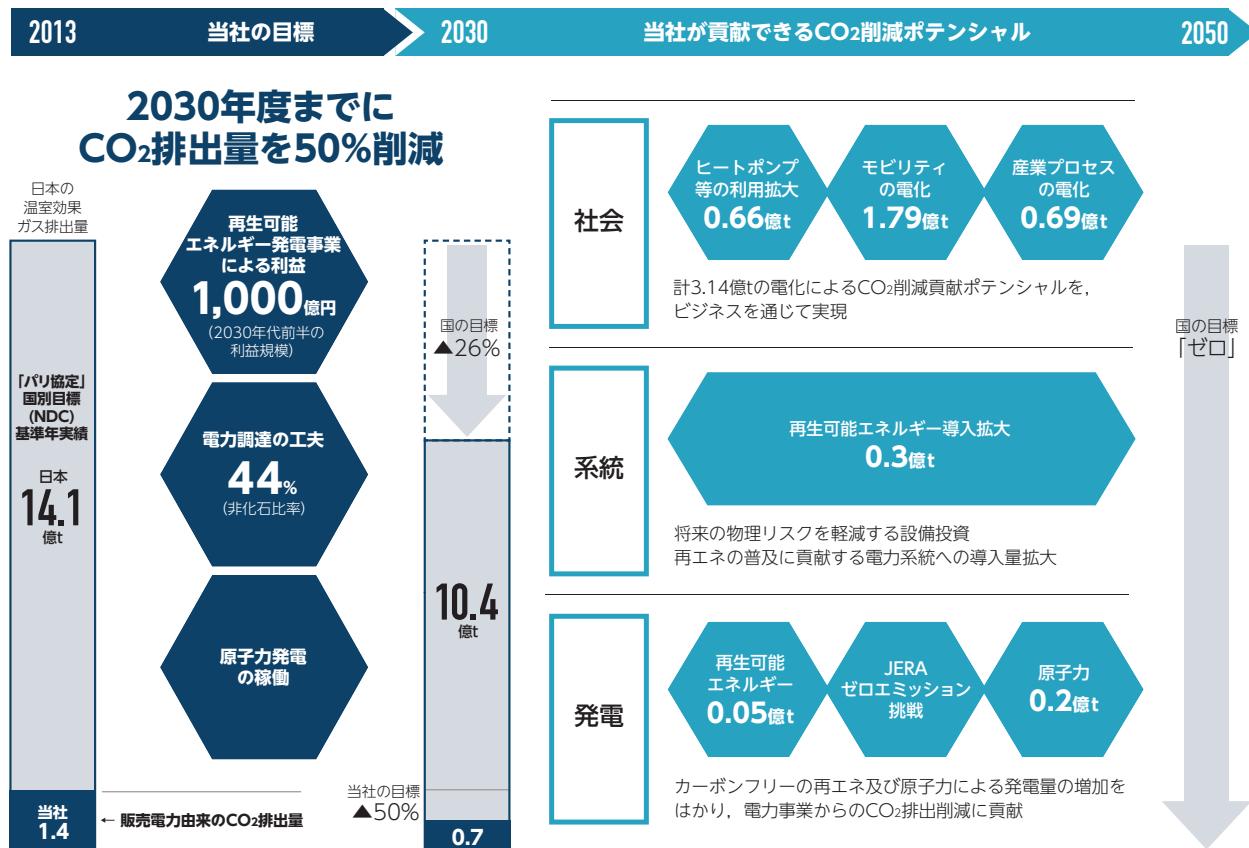
脱炭素と防災に寄与する「新しい電化」

脱炭素社会を実現するためには、再生可能エネルギーの主力電源化などの電源側の取り組みをすすめるとともに、需要側の脱炭素化に資する電化の促進が重要になると考えています。当社は、さらにDXによる業務革新等も組み合わせ、「脱炭素」と「防災」において新たな価値を提供する「新しい電化」の取り組みを積極的にすすめてまいります。



気候関連におけるレジリエンス戦略

当社グループは、パリ協定における2℃目標を踏まえ、販売電力由来のCO₂排出量を2030年度に2013年度比で50%削減する目標を掲げました。2050年までに脱炭素社会実現をめざすという我が国の目標を踏まえ、当社グループにおいても、S+3Eの観点や革新的な技術の開発状況を見据えて、2050年に向けたCO₂削減目標について引き続き検討してまいります。



注) 本シナリオ分析は、IEA [World Energy Outlook 2019] のシナリオをレファレンスしています。これらシナリオは遠い将来にのみ起こり得る事象についても、企業として考え得ることを意図して作成されたものであり、各シナリオは結果の予測を意図したものではありません。

注) CO₂削減ポテンシャルは、IEA [World Energy Outlook 2019] のシナリオをレファレンスして実施したシナリオ分析等に基づき当社が試算したものです。

取締役会及び各委員会の運営 (2021年3月31日現在)

取締役会 当年度の開催実績 14回

指名委員会等設置会社である当社の取締役会は、ジェンダーや専門知識、バックグラウンドの異なる多様な人材で構成され、重要な業務執行を決定するとともに、執行役等から重要な経営課題や職務執行の状況等の報告を受け、職務執行を監督しています。

社外取締役
7名 / 13名
(54%)

取締役会の実効性評価

当社では、企業経営者、公認会計士、弁護士又は学識経験者など多様性に富む社外取締役の豊富な経験と幅広い見識等を活かした発言等により、取締役会の実効性向上に努めております。

当年度においては、2019年度の実効性評価において確認された課題を踏まえ、以下の取り組みを実施してまいりました。

| 昨年度確認された課題 | 当年度の主な取り組み |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">●取締役に対するリスク情報の提供や視察等の機会の確保●市場環境の変化を踏まえた稼ぐための戦略等の議論やそのための付議・報告内容の見直し | <ul style="list-style-type: none">●社外取締役による発電所等の視察及び社員との意見交換を実施●取締役会において重要な経営戦略の審議を充実させるため、取締役会への付議・報告に係る運用の見直しを行うとともに、取締役会以外の場でも取締役が稼ぐための戦略等の議論を行う機会を確保 |

当年度につきましても、取締役へのアンケートや取締役会での審議等を通じて取締役会並びに指名委員会及び報酬委員会の実効性評価を実施し、取締役会等のさらなる改善をはかり、一層の実効性向上に努めてまいります。

指名委員会 当年度の開催実績 8回

会社法に基づき、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定しています。

また、会社法に基づく権限ではないものの、執行役等の人事に関する事項についても審議を行っています。

▶指名委員会が取締役候補者及び執行役を選任するにあたっての方針は、18ページをご参照ください。

社外取締役
5名 / 6名
(83%)

監査委員会 当年度の開催実績 16回

監査計画に基づき、取締役及び執行役の職務の執行について適法性及び妥当性の監査を行っており、安全・安心を最優先とした業務運営や安定供給の確保、収益力と企業価値の向上に向けた取り組み状況等を確認しています。監査委員会、内部監査部門及び会計監査人は、それぞれの担当分野において厳正な監査を行うことはもとより、監査計画や監査結果に関する意見交換を定期的実施すること等により、相互連携をはかっています。

社外取締役
4名 / 5名
(80%)

報酬委員会 当年度の開催実績 5回

社外取締役のみで構成され、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、並びに取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定しています。

▶報酬委員会が取締役及び執行役の報酬等の内容を決定するにあたっての方針は、53、54ページをご参照ください。

社外取締役
3名 / 3名
(100%)

3. 設備投資の状況

① 設備投資額

| 事業区分 | 金額 (億円) |
|------------|------------|
| ホールディングス | 2,861 |
| リニューアブルパワー | 205 |
| フュエル&パワー | 0 |
| パワーグリッド | 2,839 |
| エナジーパートナー | 206 |
| 内部取引消去 | △24 |
| 合計 | 6,088 |

② 完成した主な設備

■ パワーグリッド

送電設備

| 名称 | 電圧 (kV) | 亘長 (km) |
|-----------------------|------------|------------|
| 飛騨信濃直流幹線 (架空線, 新設) | 直流 200 | 88.9 |

変電設備

| 名称 | 電圧 (kV) | 出力 |
|------------------------|------------|---------|
| 新茂木変電所 (増設) | 500 | 150万kVA |
| 新信濃変電所 (増設) | 500 | 100万kVA |
| 新信濃変電所 周波数変換機器 (増設) | 直流 200 | 90万kW |

③ 建設中の主な設備 (2021年3月31日現在)

■ リニューアブルパワー

発電設備

| 名称 | 出力 (万kW) |
|--------|-------------|
| (水力) | |
| 葛野川発電所 | 40 |
| 神流川発電所 | 188 |

■ パワーグリッド

送電設備

| 名称 | 電圧 (kV) | 亘長 (km) |
|-----------------|------------|------------|
| 千葉印西線 (地中線, 新設) | 275 | 10.5 |

変電設備

| 名称 | 電圧 (kV) | 出力 (万kVA) |
|-------------|------------|--------------|
| 東山梨変電所 (増設) | 500 | 75 |

4. 資金調達の状況

① 社債

| | |
|---------|---------|
| 発行による収入 | 9,574億円 |
| 償還による支出 | 4,686億円 |

② 借入金

| | |
|---------|-----------|
| 借入による収入 | 4兆 212億円 |
| 返済による支出 | 4兆5,377億円 |

5. 財産及び損益の状況の推移

| 区分 | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 (当年度) |
|-----------------|------|---------|---------|---------|-----------------|
| 売上高 | (億円) | 58,509 | 63,384 | 62,414 | 58,668 |
| 経常利益 | (億円) | 2,548 | 2,765 | 2,640 | 1,898 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | (億円) | 3,180 | 2,324 | 507 | 1,808 |
| 1株当たり当期純利益 | (円) | 198.52 | 145.06 | 31.65 | 112.90 |
| 総資産 | (億円) | 125,918 | 127,574 | 119,578 | 120,931 |

6. 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

| 会社名 | 資本金 (億円) | 当社の 出資比率 (%) | 主要な事業内容 |
|----------------------|-------------|--------------------|-------------------------------|
| ホールディングス | | | |
| 東電不動産株式会社 | 30.2 | 100 | 不動産の賃貸借、管理 |
| 株式会社テプコシステムズ | 3.5 | 100 | コンピュータ機器による情報処理、ソフトウェアの開発及び保守 |
| 東京パワーテクノロジー株式会社 | 1 | 100 | 発電設備、環境保全設備等の補修、運転 |
| 東電設計株式会社 | 0.4 | 100 | 発電、送電、変電設備等の設計、工事監理 |
| リニューアブルパワー | | | |
| 東京電力リニューアブルパワー株式会社 | 10 | 100 | 再生可能エネルギー発電事業 |
| 東京発電株式会社 | 125 | 80 | 発電及び電気の販売 |
| フュエル&パワー | | | |
| 東京電力フュエル&パワー株式会社 | 300 | 100 | 燃料・火力発電事業 |
| パワーグリッド | | | |
| 東京電力パワーグリッド株式会社 | 800 | 100 | 送配電事業 |
| 東電タウンプランニング株式会社 | 1 | 100 | 配電設備の設計、保守、電柱等を媒体とする広告の請負 |
| 東京電設サービス株式会社 | 0.5 | 100 | 送電、変電設備等の保守 |
| エネルギーパートナー | | | |
| 東京電力エネルギーパートナー株式会社 | 100 | 100 | 小売電気事業 |
| 株式会社ファミリーネット・ジャパン | 4.9 | 100 | マンション向けインターネット接続サービス、一括受電サービス |
| 日本ファシリティ・ソリューション株式会社 | 4.9 | 100 | 省エネルギーサービス |
| テプコカスタマーサービス株式会社 | 0.1 | 100 | 電気の販売 |

(注) 当社の出資比率には、子会社を通じた間接保有を含んでおります。

7. 事業の譲渡，合併等企業再編行為等

当社は、2020年4月1日をもって、吸収分割により再生可能エネルギー発電事業を東京電力リニューアブルパワー株式会社に承継させました。

8. 当社及び重要な子会社の主要な事業所 (2021年3月31日現在)

① 主要な事業所

■ ホールディングス

| 会社名 | 所在地 |
|-----------------------|---------------|
| 東京電力ホールディングス株式会社 (当社) | |
| 本社 | 東京都千代田区 |
| 福島復興本社 | 福島県双葉郡 双葉町 |
| 新潟本社 | 新潟県新潟市 |
| 東電不動産株式会社 | 東京都台東区 |
| 株式会社テプコシステムズ | 東京都江東区 |
| 東京パワーテクノロジー株式会社 | 東京都江東区 |
| 東電設計株式会社 | 東京都江東区 |

■ リニューアブルパワー

| 会社名 | 所在地 |
|--------------------|---------|
| 東京電力リニューアブルパワー株式会社 | 東京都千代田区 |
| 東京発電株式会社 | 東京都台東区 |

■ フュエル&パワー

| 会社名 | 所在地 |
|------------------|---------|
| 東京電力フュエル&パワー株式会社 | 東京都千代田区 |

■ パワーグリッド

| 会社名 | 所在地 |
|-----------------|---------|
| 東京電力パワーグリッド株式会社 | 東京都千代田区 |
| 東電タウンプランニング株式会社 | 東京都港区 |
| 東京電設サービス株式会社 | 東京都台東区 |

■ エナジーパートナー

| 会社名 | 所在地 |
|----------------------|---------|
| 東京電力エナジーパートナー株式会社 | 東京都千代田区 |
| 株式会社ファミリーネット・ジャパン | 東京都港区 |
| 日本ファシリティ・ソリューション株式会社 | 東京都品川区 |
| テプコカスタマーサービス株式会社 | 東京都港区 |

② 主な発電所

■ ホールディングス

| 会社名 | 区分 | 発電所名 | 所在地 |
|----------------------|-----|------|-----|
| 東京電力ホールディングス株式会社（当社） | 原子力 | 柏崎刈羽 | 新潟県 |

■ リニューアブルパワー

| 会社名 | 区分 | 発電所名 | 所在地 |
|--------------------|-------------------|--------------|-----|
| 東京電力リニューアブルパワー株式会社 | 水力 (出力10万kW以上) | 鬼怒川, 今市, 塩原 | 栃木県 |
| | | 矢木沢, 玉原, 神流川 | 群馬県 |
| | | 葛野川 | 山梨県 |
| | | 秋元 | 福島県 |
| | | 安曇, 水殿, 新高瀬川 | 長野県 |
| | | 中津川第一, 信濃川 | 新潟県 |

9. 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

| 事業区分 | 使用人数 (名) |
|------------|-------------|
| ホールディングス | 12,489 |
| リニューアブルパワー | 1,348 |
| フュエル&パワー | 32 |
| パワーグリッド | 20,916 |
| エナジーパートナー | 3,106 |
| 合計 | 37,891 |

10. 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

| 借入先 | 借入金残高 (億円) |
|--------------|---------------|
| 株式会社三井住友銀行 | 5,707 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 5,586 |
| 株式会社みずほ銀行 | 2,291 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 2,049 |
| 日本生命保険相互会社 | 1,703 |
| 第一生命保険株式会社 | 1,637 |

2 株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数141億株

2. 発行可能種類株式総数

普通株式350億株
 A種優先株式50億株
 B種優先株式5億株

3. 発行済株式の総数

普通株式16億701万7,531株
 A種優先株式16億株
 B種優先株式3億4,000万株

4. 株主数

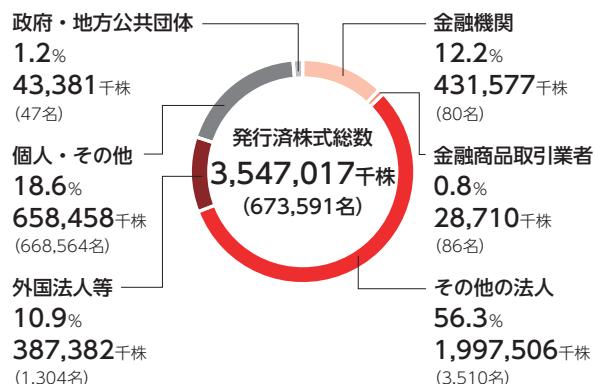
普通株式67万3,590名
 A種優先株式1名
 B種優先株式1名

5. 上位10名の株主

| 株主名 | 持株数 (千株) | | | | 出資比率 (%) |
|---|----------|-----------|---------|-----------|----------|
| | 普通株式 | A種優先株式 | B種優先株式 | 合計 | |
| 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 | — | 1,600,000 | 340,000 | 1,940,000 | 54.74 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 118,080 | — | — | 118,080 | 3.33 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 70,707 | — | — | 70,707 | 2.00 |
| 東京電力グループ従業員持株会 | 52,170 | — | — | 52,170 | 1.47 |
| 東京都 | 42,676 | — | — | 42,676 | 1.20 |
| 株式会社三井住友銀行 | 35,927 | — | — | 35,927 | 1.01 |
| 日本生命保険相互会社 | 26,400 | — | — | 26,400 | 0.74 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口5) | 26,008 | — | — | 26,008 | 0.73 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口6) | 23,054 | — | — | 23,054 | 0.65 |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 | 22,741 | — | — | 22,741 | 0.64 |

(注) 出資比率は、自己株式 (普通株式3,265,647株) を控除して計算しております。

所有者別株式保有状況



3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び執行役の氏名等

① 取締役（2021年3月31日現在）

| 氏名 | 地位 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------------------------|--------|---|
| うつ だ しゅう えい 槍 田 松 瑩 | 取締役会議長 | 指名委員長，報酬委員 |
| くに い ひで こ 國 井 秀 子 | 取締役 | 報酬委員長，指名委員 株式会社三菱ケミカルホールディングス社外取締役 |
| たか うら ひで お 高 浦 英 夫 | 取締役 | 監査委員長 公認会計士，本田技研工業株式会社社外取締役 |
| あん んん じゅん じ 安 念 潤 司 | 取締役 | 監査委員 中央大学法科大学院教授，弁護士，松井証券株式会社社外取締役 |
| おお や ぎ しげ お 大八木 成 男 | 取締役 | 指名委員，報酬委員 帝人株式会社相談役，株式会社三菱UFJ銀行社外取締役， ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社社外監査役， KDDI株式会社社外取締役 |
| おお にし しゅういちろう 大 西 正 一郎 | 取締役 | 指名委員，監査委員 フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役， FCDパートナーズ株式会社代表取締役，弁護士 |
| た なか こう たろう 田 中 耕 太郎 | 取締役 | 指名委員，監査委員 原子力損害賠償・廃炉等支援機構経営改革支援室長 |
| こ ばやかわ とも あき 小早川 智 明 | 取締役 | 指名委員 |
| ふ ぼさみ せい いち 文 挾 誠 一 | 取締役 | 東京電力リニューアブルパワー株式会社代表取締役社長 |
| もり や せい じ 守 谷 誠 二 | 取締役 | 東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長 |
| あき もと のぶ ひで 秋 本 展 秀 | 取締役 | 東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長 |
| まき の しげ のり 牧 野 茂 徳 | 取締役 | |
| もり した よし ひと 森 下 義 人 | 取締役 | 監査委員 |

(注) 1. 槍田松瑩氏，國井秀子氏，高浦英夫氏，安念潤司氏，大八木成男氏，大西正一郎氏及び田中耕太郎氏は，会社法第2条第15号に定める社外取締役であり，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

2. 森下義人氏は当社経理部門における長年の業務経験があり，また，高浦英夫氏は公認会計士として，安念潤司氏及び大西正一郎氏は弁護士として，財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 監査が実効的に行われることを確保するために，当社における業務経験の豊富な森下義人氏を常勤の監査委員に選定しております。

4. 当社は，大八木成男氏が社外取締役を務める株式会社三菱UFJ銀行と資金の借入等の取引を行っております。

5. 当社は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき、田中耕太郎氏が経営改革支援室長を務める原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金援助の受入れ並びに同機構への負担金の納付及び廃炉等積立金の積立て等を行っております。
6. 檜田松肇氏は、2021年2月28日、日本放送協会経営委員会委員を退任いたしました。

② 執行役（2021年3月31日現在）

| 氏名 | | | | 地位 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|-----|------|-----|---------------|---|
| こばやかわ | とち | あき | 明 | 代表執行役員 社長 | 業務全般 原子力改革特別タスクフォース長 浜通り廃炉産業プロジェクト室、 防災産業推進室、DXプロジェクト推進室、経営企画ユニット担当 |
| ふ | ばさみ | せい | 一 | 代表執行役員 副社長 | 業務全般 経営企画担当（共同） 企画室担当 |
| もり | や | せい | 二 | 代表執行役員 副社長 | 業務全般 最高財務責任者兼社長補佐 グループビジネス推進室、 グループ事業管理室担当 |
| さ | い | みつ | し | 執行役員 副社長 | 秘書室、カイゼン推進室、組織・労務人事室、総務・法務室担当 |
| せき | とも | みち | 道 | 常務執行役員 | 最高情報責任者兼最高情報セキュリティ責任者 システム統括室、技術戦略ユニット、 セキュリティ統括室、経営技術戦略研究所担当 株式会社テプコシステムズ代表取締役会長 |
| やま | もと | りゅうた | ろう | 常務執行役員 | 防災・安全統括 原子力安全監視室、安全推進室、 東京オリンピック・パラリンピックプロジェクト統括室、 渉外・広報ユニット（共同）担当 |
| おお | つき | りく | お | 常務執行役員 | 内部監査室、企画室（収支・財務領域）、経理室、 ビジネスソリューション・カンパニー担当 |
| なが | さわ | | まさし | 常務執行役員 | チーフ・スポークスパーソン 企画室（原子力領域）、系統広域連系推進室、 渉外・広報ユニット（共同）担当 |
| なが | さき | もも | こ | 常務執行役員 | 最高マーケティング責任者兼ESG担当兼EV推進室長 CRE推進室、 ESG推進室、マーケティング室担当 |
| お | の | あきら | 明 | 常務執行役員 | 福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者 |
| おお | くら | まこと | 誠 | 常務執行役員 | 福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長 株式会社Jヴィレッジ代表取締役副社長 |
| きつ | た | まさ | や | 常務執行役員 | 新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長 |
| まさ | の | しげ | のり | 常務執行役員 | 原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長 |
| そう | | いっ | せい | 常務執行役員 | 原子力・立地本部青森事業本部長兼原子力・立地本部副本部長 |
| よし | の | しげ | ひろ | 執行役員 | 社長補佐兼経営企画担当（共同） 原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長 |

- (注) 1. 小早川智明氏、文挾誠一氏、守谷誠二氏及び牧野茂徳氏は、取締役を兼務しております。
2. 取締役を兼務する執行役の重要な兼職の状況については、「①取締役」の表に記載しております。
3. 大槻陸夫氏、永澤昌氏及び大倉誠氏は、2021年3月31日、執行役を辞任いたしました。

(ご参考)

2021年4月1日付の執行役の状況は、次のとおりであります。

執行役

| 氏名 | 地位 | 担当 |
|---------------------------|---------------|---|
| こばやかわ ともあき 小早川 智 明 | 代表執行役員 社長 | 業務全般 原子力改革特別タスクフォース長 浜通り廃炉産業プロジェクト室、 防災産業推進室、DXプロジェクト推進室、経営企画ユニット担当 |
| ふばさみ せい いち 文 挟 誠 一 | 代表執行役員 副社長 | 業務全般 経営企画担当（共同） 企画室、系統広域連系推進室担当 |
| もりや せい じ 守 谷 誠 二 | 代表執行役員 副社長 | 業務全般 最高財務責任者兼社長補佐 グループビジネス推進室、 グループ事業管理室、J E R A管理室担当 |
| さ いき みつ し 佐 伯 光 司 | 執行役員 副社長 | 秘書室、カイゼン推進室、組織・労務人事室、総務・法務室担当 |
| せき とも みち 関 知 道 | 常務執行役員 | 最高情報責任者兼最高情報セキュリティ責任者 システム統括室、技術戦略ユニット、 セキュリティ統括室、経営技術戦略研究所担当 |
| やま もと りゆう た ろう 山 本 竜太郎 | 常務執行役員 | 防災・安全統括 原子力安全監視室、安全推進室、 東京オリンピック・パラリンピックプロジェクト統括室、 渉外・広報ユニット（共同）担当 |
| なが さき もも こ 長 崎 桃 子 | 常務執行役員 | 最高マーケティング責任者兼 E S G担当兼チーフ・スポークスパーソン C R E 推進室、E V 推進室、E S G 推進室、マーケティング室、 渉外・広報ユニット（共同）担当 |
| やま ぐち ひろ ゆき 山 口 裕 之 | 常務執行役員 | 内部監査室、企画室（収支・財務領域）、経理室、 ビジネスソリューション・カンパニー担当 |
| お の あきら 小 野 明 | 常務執行役員 | 福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者 |
| たか ほん かず よし 高 原 一 嘉 | 常務執行役員 | 福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長 |
| きつ た まさ や 橋 田 昌 哉 | 常務執行役員 | 新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長 |
| まき の しげ のり 牧 野 茂 徳 | 常務執行役員 | 原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長 |
| そう いっ せい 宗 一 誠 | 常務執行役員 | 原子力・立地本部青森事業本部長兼原子力・立地本部副本部長 |
| よし の しげ ひろ 吉 野 栄 洋 | 執行役員 | 社長補佐兼経営企画担当（共同） |

(注) 小早川智明氏、文挟誠一氏、守谷誠二氏及び牧野茂徳氏は、取締役を兼務しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第29条第2項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）との間で、同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結しております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役及び執行役並びに東京電力リニューアブルパワー株式会社、東京電力フェエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社の取締役及び監査役であり、保険料は当社が全額を負担しております。

4. 報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|-------------------|-----------------|------------------|--------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬 | |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 23 | 23 | — | 1 |
| 執行役 | 395 | 282 | 112 | 14 |
| 社外取締役 | 71 | 71 | — | 8 |

(注) 1. 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬を支給しておりませんので、上記の取締役の員数には執行役を兼務する取締役の員数を含めておりません。

2. 業績連動報酬の算定にあたっては、報酬委員会が定める取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針のもと、新々・総合特別事業計画（第三次計画）の目標達成に向けて、執行役が意欲と責任を持って取り組み、その成果が適切に反映できるよう、業績連動報酬の指標には、経営計画上の会社業績（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく特別負担金額を控除する前の連結経常利益）及び個人業績（各担当部門のコスト削減指標その他KPI）を設定しております。支給額については、目標達成時を支給率100%として、0~150%の範囲で変動し、以下のとおり算定のうえ、報酬委員会において決定しております。

会社業績：達成度を基準額に乗じて算定

個人業績：達成度又は報酬委員会による評価に応じた割合を基準額に乗じて算定

業績連動報酬の指標に関する実績については、会社業績は2,398億円となりました。個人業績については、個人ごとに設定された指標やKPIに基づき評価を行い、概ね目標を達成しております。

5. 取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針

①方針の決定の方法

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき、社外取締役3名で構成される報酬委員会において取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めております。

②取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社の取締役及び執行役の主な職務は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、世界水準以上の安全確保と競争の下での安定供給をやり抜くという強い意志のもとで、企業価値向上を通じて国民負担の最小化を図ることである。このため、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導しうる優秀な人材を確保すること、責任と成果を明確にすること、業績及び株式価値向上に対するインセンティブを高めることを報酬決定の基本方針とする。

なお、経営の監督機能を担う取締役と業務執行の責任を負う執行役の職務の違いを踏まえ、取締役と執行役の報酬は別体系とする。また、取締役と執行役を兼務する役員に対しては、執行役としての報酬のみを支給する。

a. 取締役報酬

取締役報酬は、基本報酬のみとする。

基本報酬：常勤・非常勤の別、所属する委員会及び職務の内容に応じた額を支給する。

b. 執行役報酬

執行役報酬は、基本報酬及び業績連動報酬とする。業績連動報酬の割合は、他企業等における割合を勘案して設定する。

基本報酬：役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた額を支給する。

業績連動報酬：役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた割合を設定する。また、会社業績及び個人業績の結果に応じた額を支給する。

c. 支給水準

当社経営環境に加え、他企業等における報酬水準、従業員の処遇水準等を勘案し、当社役員に求められる能力及び責任に見合った水準を設定する。

③取締役及び執行役の報酬等の内容が上記方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当年度の取締役及び執行役の報酬等の内容は、社外取締役3名で構成される報酬委員会において上記方針を踏まえて審議を行い決定しております。具体的には、当年度の取締役及び執行役の報酬水準及び報酬構成並びに執行役の業績連動報酬の支給額について、報酬委員会において6回にわたり審議を行いました。なお、報酬委員会において執行役に対する業績連動報酬の支給額を決定するにあたっては、当年度の会社業績及び個人業績の達成度並びにその他経営状況を考慮しております。

報酬委員会といたしましては、こうした経緯により決定された当年度の取締役及び執行役の報酬等の内容は、上記方針に沿うものであると判断しております。

6. 社外取締役の主な活動状況

| 氏名 | 出席状況 | 発言状況及びその他の活動状況 |
|----------------------------|---|--|
| うつ だ しゅう えい 槍 田 松 瑩 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 : 14/14回 (100%) ■ 指名委員会 : 8/ 8回 (100%) ■ 報酬委員会 : 5/ 5回 (100%) | 主に企業経営者としての経験や見識等を活かして業務執行を監督する役割を期待しているところ、取締役会並びに指名委員会及び報酬委員会において、当該経験等を活かして必要な発言や提言等を行っております。 |
| くに 井 ひで こ 國 井 秀 子 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 : 14/14回 (100%) ■ 指名委員会 : 8/ 8回 (100%) ■ 報酬委員会 : 5/ 5回 (100%) | 主に企業経営者としての経験や見識等を活かして業務執行を監督する役割を期待しているところ、取締役会並びに指名委員会及び報酬委員会において、当該経験等を活かして必要な発言や提言等を行っております。 |
| たか うち ひで お 高 浦 英 夫 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 : 14/14回 (100%) ■ 監査委員会 : 16/16回 (100%) | 主に公認会計士としての経験や専門知識等を活かして業務執行を監督する役割を期待しているところ、取締役会及び監査委員会において、当該経験等を活かして必要な発言や提言等を行っております。 |
| あん ねん じゅん じ 安 念 潤 司 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 : 12/14回 (86%) ■ 監査委員会 : 14/16回 (88%) | 主に弁護士としての経験や専門知識等を活かして業務執行を監督する役割を期待しているところ、取締役会及び監査委員会において、当該経験等を活かして必要な発言や提言等を行っております。 |
| おお や ぎ しげ お 大 八 木 成 男 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 : 12/12回 (100%) ■ 指名委員会 : 5/ 5回 (100%) ■ 報酬委員会 : 4/ 4回 (100%) | 主に企業経営者としての経験や見識等を活かして業務執行を監督する役割を期待しているところ、取締役会並びに指名委員会及び報酬委員会において、当該経験等を活かして必要な発言や提言等を行っております。 |
| おお にし しやういちろう 大 西 正 一 郎 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 : 12/12回 (100%) ■ 指名委員会 : 5/ 5回 (100%) ■ 監査委員会 : 14/14回 (100%) | 主に企業経営者及び弁護士としての経験や見識、専門知識等を活かして業務執行を監督する役割を期待しているところ、取締役会並びに指名委員会及び監査委員会において、当該経験等を活かして必要な発言や提言等を行っております。 |
| た なか こうたろう 田 中 耕 太 郎 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 : 12/12回 (100%) ■ 指名委員会 : 5/ 5回 (100%) ■ 監査委員会 : 14/14回 (100%) | 主に行政に携わった経験や見識等を活かして業務執行を監督する役割を期待しているところ、取締役会並びに指名委員会及び監査委員会において、当該経験等を活かして必要な発言や提言等を行っております。 |

(注) 当社は、柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案やIDカードの不正使用事案に関し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律が定める防護措置義務に違反したとして、2021年4月14日に原子力規制委員会から同法に基づく是正措置命令を受けました。社外取締役である槍田松瑩氏、國井秀子氏、高浦英夫氏、安念潤司氏、大八木成男氏、大西正一郎氏及び田中耕太郎氏は、当該事案が判明するまで同事案を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の観点から発言を行っており、当該事案判明後は徹底的な原因究明と抜本的な対策について提言を行うなど、その職責を果たしてきております。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

| | |
|--------------------------|--------|
| ①当年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 152百万円 |
| ②当社及び子会社が支払うべき財産上の利益の合計額 | 467百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画、監査実施状況等を確認したほか、社内関係部署及び会計監査人の双方から、監査日数、報酬算定のプロセス等について聴取し、それらについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等に同意いたしました。
3. 当社は、会計監査人に対して、財務報告に係る内部統制に関する助言業務等を委託し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価を支払っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査委員会は、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針としております。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金額 | 科 目 | 金額 |
|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
| 固定資産 | 10,518,029 | 固定負債 | 5,376,491 |
| 電気事業固定資産 | 5,633,144 | 社債 | 2,358,576 |
| 水力発電設備 | 389,775 | 長期借入金 | 169,427 |
| 原子力発電設備 | 983,248 | 特定原子力施設炉心等除去引当金 | 170,369 |
| 送電設備 | 1,439,770 | 災害損失引当金 | 502,384 |
| 変電設備 | 659,744 | 原子力損害賠償引当金 | 491,147 |
| 配電設備 | 2,018,429 | 退職給付に係る負債 | 332,201 |
| その他の電気事業固定資産 | 142,175 | 資産除去債務 | 1,016,719 |
| その他の固定資産 | 182,172 | その他 | 335,665 |
| 固定資産仮勘定 | 1,334,263 | 流動負債 | 3,565,418 |
| 建設仮勘定及び除却仮勘定 | 1,012,464 | 1年以内に期限到来の固定負債 | 436,364 |
| 原子力廃止関連仮勘定 | 124,692 | 短期借入金 | 1,967,761 |
| 使用済燃料再処理関連加工仮勘定 | 197,107 | 支払手形及び買掛金 | 307,293 |
| 核燃料 | 584,751 | 未払税金 | 81,885 |
| 装荷核燃料 | 81,151 | その他 | 772,113 |
| 加工中等核燃料 | 503,600 | 引当金 | 8,443 |
| 投資その他の資産 | 2,783,696 | 原子力発電工事償却準備引当金 | 8,443 |
| 長期投資 | 118,494 | 負債合計 | 8,950,354 |
| 関係会社長期投資 | 1,389,469 | 株主資本 | 3,121,484 |
| 未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金 | 490,125 | 資本金 | 1,400,975 |
| 廃炉等積立金 | 485,000 | 資本剰余金 | 756,196 |
| 退職給付に係る資産 | 163,566 | 利益剰余金 | 972,790 |
| その他 | 139,281 | 自己株式 | △ 8,477 |
| 貸倒引当金(貸方) | △ 2,239 | その他の包括利益累計額 | 3,814 |
| 流動資産 | 1,575,126 | その他有価証券評価差額金 | 9,267 |
| 現金及び預金 | 454,886 | 繰延ヘッジ損益 | 4,015 |
| 受取手形及び売掛金 | 674,112 | 土地再評価差額金 | △ 2,483 |
| たな卸資産 | 86,235 | 為替換算調整勘定 | △ 23,083 |
| その他 | 383,223 | 退職給付に係る調整累計額 | 16,098 |
| 貸倒引当金(貸方) | △ 23,333 | 新株予約権 | 18 |
| 合 計 | 12,093,155 | 非支配株主持分 | 17,483 |
| | | 純資産合計 | 3,142,801 |
| | | 合 計 | 12,093,155 |

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------------|-----------|-----------------|-----------|
| 費用の部 | | 収益の部 | |
| 営業費用 | 5,723,364 | 営業収益 | 5,866,824 |
| 電気事業営業費用 | 5,409,287 | 電気事業営業収益 | 5,514,185 |
| その他事業営業費用 | 314,076 | その他事業営業収益 | 352,639 |
| 営業利益 | (143,460) | | |
| 営業外費用 | 61,780 | 営業外収益 | 108,200 |
| 支払利息 | 42,681 | 受取配当金 | 421 |
| その他 | 19,098 | 受取利息 | 461 |
| | | 持分法による投資利益 | 100,635 |
| | | その他 | 6,682 |
| 当期経常費用合計 | 5,785,144 | 当期経常収益合計 | 5,975,024 |
| 当期経常利益 | 189,880 | | |
| 原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し | 870 | | |
| 原子力発電工事償却準備金引当 | 870 | | |
| 特別損失 | 140,796 | 特別利益 | 142,180 |
| 原子力損害賠償費 | 140,796 | 原賠・廃炉等支援機構資金交付金 | 142,180 |
| 税金等調整前当期純利益 | 190,393 | | |
| 法人税等 | 8,609 | | |
| 法人税等 | 8,912 | | |
| 法人税等調整額 | △ 303 | | |
| 当期純利益 | 181,784 | | |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 888 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 180,896 | | |

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金額 | 科 目 | 金額 |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
| 固定資産 | 6,443,813 | 固定負債 | 3,205,625 |
| 電気事業固定資産 | 1,007,208 | 社債 | 242,806 |
| 原子力発電設備 | 991,688 | 長期借入金 | 142,004 |
| 業務設備 | 15,447 | リース債務 | 6,189 |
| 貸付設備 | 72 | 関係会社長期債務 | 429,416 |
| 附帯事業固定資産 | 570 | 退職給付引当金 | 87,940 |
| 事業外固定資産 | 60 | 特定原子力施設炉心等除去引当金 | 170,369 |
| 固定資産仮勘定 | 1,089,292 | 災害損失引当金 | 501,967 |
| 建設仮勘定 | 767,476 | 原子力損害賠償引当金 | 491,147 |
| 除却仮勘定 | 16 | 資産除去債務 | 1,014,724 |
| 原子力廃止関連仮勘定 | 124,692 | 繰延税金負債 | 173 |
| 使用済燃料再処理関連加工仮勘定 | 197,107 | 雑固定負債 | 118,886 |
| 核燃料 | 585,566 | 流動負債 | 2,205,565 |
| 装荷核燃料 | 81,502 | 1年以内に期限到来の固定負債 | 342,635 |
| 加工中等核燃料 | 504,063 | 短期借入金 | 222,964 |
| 投資その他の資産 | 3,761,114 | 買掛金 | 1,487 |
| 長期投資 | 39,340 | 未払金 | 38,325 |
| 関係会社長期投資 | 2,660,110 | 未払費用 | 165,950 |
| 未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金 | 490,125 | 未払税金 | 2,725 |
| 廃炉等積立金 | 485,000 | 預り金 | 1,278 |
| 長期前払費用 | 44,566 | 関係会社短期債務 | 1,427,045 |
| 前払年金費用 | 42,194 | 諸前受金 | 149 |
| 貸倒引当金 (貸方) | △ 222 | 災害損失引当金 | 2,908 |
| 流動資産 | 982,920 | 雑流動負債 | 93 |
| 現金及び預金 | 328,490 | 引当金 | 8,443 |
| 売掛金 | 14,969 | 原子力発電工事償却準備引当金 | 8,443 |
| 諸未収入金 | 56,229 | 負債合計 | 5,419,634 |
| 貯蔵品 | 32,390 | 株主資本 | 2,006,653 |
| 前払金 | 0 | 資本金 | 1,400,975 |
| 前払費用 | 407 | 資本剰余金 | 743,595 |
| 関係会社短期債権 | 389,639 | 資本準備金 | 743,555 |
| 雑流動資産 | 162,579 | その他資本剰余金 | 40 |
| 貸倒引当金 (貸方) | △ 1,784 | 利益剰余金 | △ 130,233 |
| 合 計 | 7,426,733 | 利益準備金 | 169,108 |
| | | その他利益剰余金 | △ 299,341 |
| | | 特定災害防止準備金 | 174 |
| | | 別途積立金 | 1,076,000 |
| | | 繰越利益剰余金 | △ 1,375,516 |
| | | 自己株式 | △ 7,684 |
| | | 評価・換算差額等 | 445 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 445 |
| | | 純資産合計 | 2,007,099 |
| | | 合 計 | 7,426,733 |

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------------|-----------------|
| 費用の部 | |
| 営業費用 | 589,429 |
| 電気事業営業費用 | 588,148 |
| 原子力発電費 | 477,705 |
| 他社購入電力料 | 26 |
| 販売費 | 1 |
| 貸付設備費 | 0 |
| 一般管理費 | 103,549 |
| 原子力廃止関連仮勘定償却費 | 2,963 |
| 事業税 | 3,901 |
| 附帯事業営業費用 | 1,280 |
| コンサルティング事業営業費用 | 933 |
| シェアオフィス事業営業費用 | 346 |
| 営業損失 | (101,645) |
| 営業外費用 | 33,817 |
| 財務費用 | 26,634 |
| 支払利息 | 26,580 |
| 株式交付費 | 0 |
| 社債発行費 | 53 |
| 事業外費用 | 7,183 |
| 雑損失 | 7,183 |
| 当期経常費用合計 | 623,246 |
| 当期経常損失 | 22,603 |
| 原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し | 870 |
| 原子力発電工事償却準備金引当 | 870 |
| 特別損失 | 140,796 |
| 原子力損害賠償費 | 140,796 |
| 税引前当期純損失 | 22,090 |
| 法人税等 | △ 58,371 |
| 法人税等 | △ 58,371 |
| 当期純利益 | 36,281 |

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|
| 収益の部 | |
| 営業収益 | 487,783 |
| 電気事業営業収益 | 486,661 |
| 他社販売電力料 | 234,414 |
| 賠償負担金相当収益 | 9,513 |
| 廃炉円滑化負担金相当収益 | 3,641 |
| 廃炉等負担金収益 | 134,576 |
| 電気事業雑収益 | 104,509 |
| 貸付設備収益 | 5 |
| 附帯事業営業収益 | 1,121 |
| コンサルティング事業営業収益 | 951 |
| シェアオフィス事業営業収益 | 170 |
| 営業外収益 | 112,859 |
| 財務収益 | 111,059 |
| 受取配当金 | 99,086 |
| 受取利息 | 11,972 |
| 事業外収益 | 1,800 |
| 固定資産売却益 | 7 |
| 雑収益 | 1,793 |
| 当期経常収益合計 | 600,643 |
| 特別利益 | 142,180 |
| 原賠・廃炉等支援機構資金交付金 | 142,180 |

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

東京電力ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯川喜雄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春日淳志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清水幹雄 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京電力ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 「連結貸借対照表に関する注記 3. 保証債務等 (2) 偶発債務 原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務」に記載されているとおり、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当連結会計年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積ることができない。

なお、係る費用に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号)に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

2. 「重要な会計上の見積りに関する注記 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金 (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報 □ 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定」に記載されているとおり、2021年3月25日に公表した廃炉中長期実行プランに基づく費用の見積り及び海外原子力発電所の事故における費用実績額に基づく概算額で計上している廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。
3. 「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (6) 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

東京電力ホールディングス株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯川 喜雄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春日 淳志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清水 幹雄 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京電力ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 「貸借対照表に関する注記 3. 保証債務等 (2) 偶発債務 原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務」に記載されているとおり、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当事業年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積ることができない。
なお、係る費用に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。
2. 「会計上の見積りに関する注記 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金 (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報 □ 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定」に記載されているとおり、2021年3月25日に公表した廃炉中長期実行プランに基づく費用の見積り及び海外原子力発電所の事故における費用実績額に基づく概算額で計上している廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。
3. 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定めるに際して、新々・総合特別事業計画（第三次計画）や2020年度グループ経営計画に織り込まれている重要施策の進捗状況の確認とともに、福島第一原子力発電所廃炉への取り組み状況、福島復興への取り組み状況、安全・安心を最優先とした業務運営や安定供給の確保、収益力と企業価値の向上に向けた取り組み状況等を監査の最重要項目と位置づけました。その上で、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び執行役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、執行役等及びE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、当社の原子力発電所における一連の不適切な事案に対しましては、その原因究明や再発防止対策の策定及び着実な実行を注視してまいります。

2021年5月19日

東京電力ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 高 浦 英 夫 ㊟
監査委員 安 念 潤 司 ㊟
監査委員 大 西 正一郎 ㊟
監査委員 田 中 耕太郎 ㊟
監査委員 森 下 義 人 ㊟

(注) 監査委員 高浦英夫、安念潤司、大西正一郎及び田中耕太郎は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に定める社外取締役であります。

株主メモ

事業年度 4月1日から翌年の3月31日まで

定時株主総会 6月

公告方法 電子公告により、当社のホームページに掲載いたします。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
ホームページ
https://www.tepco.co.jp/about/corporateinfo/public_notice/

株主名簿管理人及び
特別口座の口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
[連絡先]
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話料無料)
ホームページ <https://www.tr.mufg.jp/daikou/>
郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

株主のみなさまへのお知らせ

定時株主総会決議ご通知につきましては、
当社ホームページへの掲載のみとさせていただいております。

ホームページ <https://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html>

紙面での閲覧をご希望される株主さま

「第97回定時株主総会決議ご通知」につきまして、紙面での閲覧をご希望される株主さまにはコピー版をお送りいたしますので、お手数ですが上記の株主名簿管理人までご連絡ください。

株主総会会場ご案内図

会場

東京ガーデンシアター 東京都江東区有明二丁目1番6号

交通のご案内

■ ゆりかもめ 有明駅 出口2Bから徒歩4分

■ ゆりかもめ 有明テニスの森駅 出口2Aから徒歩5分

■ りんかい線 国際展示場駅 出口Aから徒歩7分

〈ご参考〉 ■ 都営バス 海01 (KM01)又は都05-2 有明二丁目バス停 下車



お願い:お車でのご来場はご遠慮願います。

東京電力ホールディングス株式会社

ホームページ <https://www.tepco.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。